

令和元年6月17日

長期計画
(分野別計画)
素案

施策体系

施策の大綱	基本施策	No.	施策
1.水と緑豊かな地球環境にやさしいまち	1.水辺と緑に彩られた魅力あるまちの形成	1	水辺と緑に彩られたまちの形成
	2.環境負荷の少ない地域づくり	2	地球温暖化対策と環境保全
		3	持続可能な資源循環型地域社会の形成
2.未来を担う子どもを育むまち	3.安心して子どもを産み、育てられる環境の充実	4	保育サービスの充実
		5	子育て家庭への支援
	4.知・徳・体を育む魅力ある学び舎づくり	6	学校教育の充実
		7	教育環境の充実
	5.こどもの未来を育む地域社会づくり	8	こどもが安全に過ごせる居場所・環境づくり
		9	青少年の健全育成の推進
3.区民の力で築く元気に輝くまち	6.健全で活力ある地域産業の育成	10	区内産業・商店街の振興
	7.個性を尊重し、活かしあう地域社会づくり	11	地域コミュニティの活性化
		12	ダイバーシティ（多様性）社会の実現
		13	生涯にわたり学習できる環境の充実
		14	スポーツを楽しめる環境の充実
	8.地域文化の活用と観光振興	15	文化・歴史の継承と観光振興
4.ともに支えあい、健康に生き生きと暮らせるまち	9.健康で安心して生活できる保健・医療体制の充実	16	母子保健の充実
		17	健康づくりの推進と保健・医療体制の充実
		18	感染症対策と生活衛生の確保
	10.誰もが自立し、安心して暮らせる福祉施策の推進	19	高齢者福祉の推進
		20	障害者福祉の充実
		21	地域福祉と生活支援の充実
5.住みよさを実感できる世界に誇れるまち	11.快適な暮らしを支えるまちづくり	22	計画的なまちづくりの推進
		23	良好な住宅の形成と住環境の向上
		24	便利で安全な道路・交通網の整備
	12.安全で安心なまちの実現	25	災害に強い都市の形成
		26	地域防災力の強化
		27	犯罪のないまちづくり

計画の実現に向けて	実現1	開かれた区政と区民の参画・協働の実現
	実現2	効率的な区政運営と職員の育成
	実現3	自主・自律的な区政運営の推進

施策シートの見方

施策が目指す
江東区の姿を記してい
ます

施策を実現するた
めの取組です。

施策ページ構成（案）

◎水と緑豊かな地球環境にやさしいまち

● 水辺と緑に彩られた魅力あるまちの形成

1 水辺と緑に彩られたまちの形成

目指す姿 豊かで親しめる水辺と緑の空間が整備され、区民・事業者・区の連携により、うるおいあふれる魅力あるまち、緑の中の都市「CITY IN THE GREEN」（以下「CIG」という。）が実現しています。

施策実現に関する指標

指標名	指標の説明	現状値 2019 年度	目標値 2024 年度	対応する 取組方針
水辺と緑に満足している区民の割合	水辺と緑に満足している区民の割合	**	**	代表指標
区民・事業者による新たな緑化面積	敷地面積2.5㎡以上の施設（区立施設を除く）で、緑化計画書に記載された新規の緑化面積	**	**	取組1
水辺・湖風の散歩道整備率	「水辺・湖風の散歩道」の内部護岸（外郭堤防内側の河川・運河護岸）の総延長に対する割合	**	**	取組2
公園面積	区内の区立公園、児童遊園、暫立公園（海上公園含む）、国営公園の総面積	**	**	取組2
区立施設における新たな緑化面積	敷地面積2.5㎡以上の区立施設で、緑化計画書に記載された新規の緑化面積	**	**	取組3

現状と課題

【これまでの区の実績・現状】

- 江東区では、平成24年に策定した「江東区CIGビジョン」に基づき、緑の施策を推進してきました。しかしながら、区の緑化推進事業の総称である「CIG」という言葉自体を「知らない」と答えた区民が8割を超えており、認知されていない状況です。
- 本区の特徴を活かした水辺と緑に親しめる散歩道の整備やポケットエコスペースの設置など、水辺と緑のネットワークづくりに関し、「風の道」及びエコロジカルネットワークの形成を進めてきました。
- 敷地内緑化や屋上・壁面緑化及び街路樹伐採など、公共施設の緑化を推進してきました。また、学校の校庭芝生化は、芝生発生期間中の運動スペースの確保や維持管理におけるPTA等の協力体制など、学校運営に配慮しつつ芝生の良好な状態を継続できる範囲で推進しています。

【区を取り巻く状況】

- 平成29年6月、国は、都市緑地法及び都市公園法を改正し、緑とオープンスペースが、都市のため、地域のため、住民のための資産としてより一層緑の機能を発揮できるよう、民間活力を最大限活かした公園管理など公園緑地行政の取組を推進しています。

【区の課題】

緑の活動や緑に関する知識の普及啓発を図ることで、水辺や緑を大切に区民の意識を育んでいくことが必要です。

CIGを実現するためには、区民・事業者・区が連携・協働していくことが必要です。このため、民間

施策ページ構成（案）

活力を活かした魅力ある公園づくりや区民が緑の活動に参加しやすい仕組みづくりなどが必要です。

- 自然の恵みや生き物の豊かさを感じられる、こどもを安心して遊ばせることができる等、多様なニーズに応える公園づくりが求められています。
- 緑を守る、増やすだけでなく、街路樹の適切な維持管理や更新、公共施設の緑化等、適性に管理され、景観、環境等に配慮された質の高い緑の充実に必要です。

取組方針

1. みんなでつくる水辺と緑

「みどりのコミュニティづくり講座」などの取組を通じ、地域が一体となって水辺と緑を守り育てることへの関心を高めていきます。また、CIGの実現に向けて、区民に緑の魅力や大切さを知ってもらうことが重要です。そのため、コミュニティ活動などを活用した緑の維持管理や、民有地の緑化指導を推進することにより、区民・事業者・区が連携して、質の高い緑を創出するとともに、より多くの区民が水辺と緑の活動に参加できる仕組みづくりを推進します。

■ 現行の主な事業 ■
CITY IN THE GREEN 民間緑化推進事業、みどりのまちなみづくり事業、みどりのボランティア活動支援事業、自然とのつきあい事業

2. 水辺と緑のネットワークの形成

水辺と緑に親しめる散歩道を整備し、水辺と一体となった緑化空間を形成することにより、ヒートアイランド現象の緩和や、生物多様性に配慮した水辺と緑のネットワークづくりを進めます。また、地域ニーズを反映しながらコミュニティ意識につながる公園等の整備・改修を計画的に行い、区民に親しまれ誰もが安心して利用できる魅力ある公園づくりを行います。さらに、四季折々の水辺と緑の魅力を活かして、区内外の多くの人が集うにぎわいの場を創出します。

■ 現行の主な事業 ■
水辺・湖風の散歩道整備事業、公園改修事業、児童遊園改修事業、山台廻り公園整備事業

3. 公共施設の緑化

公共施設等の緑化にあたっては、率先して質の高い緑を充実していくこととし、学校をはじめとする区立施設では、改築・改修等に合わせ緑豊かな施設整備を推進していきます。また、街路樹、水辺・湖風の散歩道及び区立公園、児童遊園の緑は、計画的かつ適正に維持管理を行い、良好なまちなみを形成します。

■ 現行の主な事業 ■
CITY IN THE GREEN 公共緑化推進事業、公園維持管理事業、児童遊園維持管理事業、街路樹等維持管理事業

関連する個別計画

江東区みどりと自然の基本計画

施策の現状と課題について、
上から「これまでの区の実績」、
「社会状況の変化や国・都の動
向」、「今後の課題や取組の方向
性」を記しています。

- 施策の成果や状況を測るモノサシで、分かりやすく単純化・数値化した形で表したものです。
- 指標には、講座の開催回数、道路の整備延長など、行政活動の提供量を測る **アウトプット指標**と、（住民、経済、環境など行政外部の変化を示す **アウトカム指標**）があります。
- 基本的に、施策ごとに施策を代表するアウトカム指標を1つ、さらに、取組方針ごとにアウトカム又はアウトプット指標を1つ設けます。

施策ページ構成（案）

◎水と緑豊かな地球環境にやさしいまち

- 水辺と緑に彩られた魅力あるまちの形成

1 水辺と緑に彩られたまちの形成

目指す姿

豊かで親しみのある水辺と緑の空間が整備され、区民・事業者・区の連携により、うるおいあふれる魅力あるまち、緑の中の都市「CITY IN THE GREEN」（以下、「CIG」という。）が実現しています。

施策実現に関する指標

指標名	指標の説明	現状値 2019 年度	目標値 2024 年度	対応する 取組方針
水辺と緑に満足している区民の割合	水辺と緑に満足している区民の割合	**	**	代表指標
区民・事業者による新たな緑化面積	敷地面積250㎡以上の施設（区立施設を除く）で、緑化計画書に記載された新規の緑化面積	**	**	取組1
水辺・潮風の散歩道整備率	「水辺・潮風の散歩道」の内部護岸（外郭堤防内側の河川・運河護岸）の総延長に対する割合	**	**	取組2
公園面積	区内の区立公園、児童遊園、都立公園（海上公園含む）、国営公園の総面積	**	**	取組2
区立施設における新たな緑化面積	敷地面積250㎡以上の区立施設で、緑化計画書に記載された新規の緑化面積	**	**	取組3

現状と課題

【これまでの区取組・現状】

- ・江東区では、平成24年に策定した「江東区CIGビジョン」に基づき、緑の施策を推進してきました。しかしながら、区の緑化推進事業の総称である「CIG」という言葉自体を「知らない」と答えた区民が8割を超えており、認知されていない状況です。
- ・本区の特徴を活かした水辺と緑に親しめる散歩道の整備やポケットエコスペースの設置など、水辺と緑のネットワークづくりにより、「風の道」及びエコロジカルネットワークの形成を進めてきました。
- ・敷地内緑化や屋上・壁面緑化及び街路樹充実など、公共施設の緑化を推進してきました。また、学校の校庭芝生化は、芝生養生期間中の運動スペースの確保や維持管理におけるPTA等の協力体制など、学校運営に配慮しつつ芝生の良好な状態を継続できる範囲で推進しています。

【区を取り巻く状況】

- ・平成29年6月、国は、都市緑地法及び都市公園法を改正し、緑とオープンスペースが、都市のため、地域のため、住民のための資産としてより一層緑の機能を発揮できるよう、民間活力を最大限活かした公園管理など公園緑地行政の取組を推進しています。

【区の課題】

- ・緑の活動や緑に関する知識の普及啓発を図ることで、水辺や緑を大切にする区民の意識を育てていくことが必要です。
- ・CIGを実現するためには、区民・事業者・区が連携・協働していくことが必要です。このため、民間

施策ページ構成（案）

活力を活かした魅力ある公園づくりや区民が緑の活動に参加しやすい仕組みづくりなどが必要です。

- 自然の恵みや生き物の豊かさを感じられる、こどもを安心して遊ばせることができる等、多様なニーズに応える公園づくりが求められています。
- 緑を守る、増やすだけでなく、街路樹の適切な維持管理や更新、公共施設の緑化等、**適性に管理され、景観、環境等に配慮された**質の高い緑の充実が必要です。

取組方針

1. みんなでつくる水辺と緑

「みどりのコミュニティづくり講座」などの取組を通じ、地域が一体となって水辺と緑を守り育てることへの関心を高めていきます。また、**CIGの実現に向けて、区民に緑の魅力や大切さを知ってもらうことが重要です。そのため、**コミュニティガーデン活動などを活用した緑の維持管理や、民有地の緑化指導を推進することにより、区民・事業者・区が連携して、質の高い緑を創出するとともに、より多くの区民が水辺と緑の活動に参加できる仕組みづくりを推進します。

■ 現行の主な事業 ■

CITY IN THE GREEN 民間緑化推進事業、みどりのまちなみづくり事業、みどりのボランティア活動支援事業、自然とのつきあい事業

2. 水辺と緑のネットワークの形成

水辺と緑に親しめる散歩道を整備し、水辺と一体となった緑化空間を形成することにより、ヒートアイランド現象の緩和や、生物多様性に配慮した水辺と緑のネットワークづくりを進めます。また、地域のニーズを反映しながらコミュニティ醸成につながる公園等の整備・改修を計画的に行い、区民に親しまれ誰もが安心して利用できる魅力ある公園づくりを行います。さらに、四季折々の水辺と緑の魅力を活かして、区内外の多くの人々が集うにぎわいの場を創出します。

■ 現行の主な事業 ■

水辺・潮風の散歩道整備事業、公園改修事業、児童遊園改修事業、仙台堀川公園整備事業

3. 公共施設の緑化

公共施設等の緑化にあたっては、率先して質の高い緑を充実していくこととし、学校をはじめとする区立施設では、改築・改修等に合わせて緑豊かな施設整備を推進していきます。また、街路樹、水辺・潮風の散歩道及び区立公園・児童遊園の緑は、計画的かつ適正に維持管理を行い、良好なまちなみを形成します。

■ 現行の主な事業 ■

CITY IN THE GREEN 公共緑化推進事業、公園維持管理事業、児童遊園維持管理事業、街路樹等維持管理事業

関連する個別計画

江東区みどりと自然の基本計画

◎水と緑豊かな地球環境にやさしいまち

- 環境負荷の少ない地域づくり

2 地球温暖化対策と環境保全

目指す姿 省エネルギーのさらなる推進や再生可能エネルギー等の利用が進み、脱炭素社会に向けて取組を進めています。また、区民・事業者・区が連携して環境を意識した取組を行い、快適で暮らしやすい生活環境を実現しています。

施策実現に関する指標

指標名	指標の説明	現状値 2019 年度	目標値 2024 年度	対応する 取組方針
区内の年間二酸化炭素排出量比率（2013年度比※）	区内の年間二酸化炭素排出量比率（2013年度比）	**	**	代表指標
環境に配慮した行動に取り組む区民の割合	「特に何もしていない」以外の選択肢を5項目以上選択した区民の割合	**	**	取組1
再生可能エネルギー設備を導入した区施設数	再生可能エネルギー設備（風力発電施設、太陽光発電施設、雨水利用施設）を導入した区施設数	**	**	取組2
地球温暖化防止設備導入助成申請件数	地球温暖化防止設備導入助成の総件数（年度）	**	**	取組2
区内河川及び海域の水質（BOD、COD）の環境基準達成割合	区内の河川12地点、海域3地点で年4回、水質調査を実施して得たBOD、CODそれぞれの数値のうち、環境基本法に基づく環境基準を達成した数値の割合	**	**	取組3
アダプトプログラム登録団体数	区民・事業者が、公園や道路にわが子のような愛情を注いで、定期的に清掃するボランティア活動（江東区版アダプトプログラム）に登録している団体数（休止団体を除く）	**	**	取組4

※パリ協定に対して日本が2030年度に温室効果ガス排出量を2013年度比で26%減と誓約したため2013年度を基準年とする。

現状と課題

【これまでの区取組・現状】

- 江東区では、持続可能な脱炭素社会の実現に向け、環境学習情報館などでの環境教育や、区施設への再生可能エネルギー設備の導入、省エネルギー設備の導入助成などに取り組んでいます。

【区を取り巻く状況】

- 地球温暖化対策は地球規模の課題であり、その解決には全ての国が参加する公平かつ実効性のある国際的な枠組みが不可欠です。平成27年12月には気候変動抑制に関する多国間の国際的な協定である「パリ協定」が採択されました。国は、「日本の約束草案」に基づき、令和12（2030）年度までの温室効果ガス削減目標を定めました。また、平成30年4月には「第5次環境基本計画」を策定し、気候変動対策についても、地球温暖化対策計画に掲げた各種施策を着実に取り組むとしています。
- 東日本大震災以降、国内の電力需給の構成が変化し、平成28年度では、石油や石炭などの化石エネルギーが89%を占めており、太陽光や風力などの再生可能エネルギーへの転換が急務となっています。

【区の課題】

- 区民一人ひとりが環境問題を意識し、自主的・積極的に環境保全活動に取り組めるよう、区民へのさらなる働きかけが必要です。また、区民や事業者とのパートナーシップをさらに強化するため、地域協議会などを通じて、環境保全活動の促進を図る必要があります。
- 本区は歴史的に木材と関係が深く、木材加工、流通の拠点「新木場」を有しています。環境保全の観点からも、CO₂の重要な吸収源である森林の健全育成のため、積極的な木材利用の促進が必要です。

施策ページ構成（案）

- ・区施設への再生可能エネルギー設備の設置を促進するとともに、省エネルギー設備等の導入及び次世代自動車の購入への助成制度等により CO₂ 削減の取組を継続することで、エネルギーの地産地消に取り組むことが必要です。
- ・大気汚染や水質汚濁の状況は年々改善傾向にあります。微小粒子状物質（PM2.5）などの課題も発生しています。
- ・歩行喫煙やごみのポイ捨ての防止対策、騒音・振動・悪臭などに対する指導を行うとともに、大気・水質・道路交通騒音等の環境測定を継続して実施することが必要です。

取組方針

1. みんなで取り組むエコ意識の向上

脱炭素社会の実現に向け、区民・事業者が環境情報を手軽に入手し、共有ができる環境を構築し、各々が主体的に学び考え、行動できる環境教育・学習を推進するとともに、区民・事業者・関係団体との連携による取組を推進し、具体的な行動につなげていきます。特に小・中学生への環境啓発を重視し、子どもたちが省エネ行動を実践することで、大人へとエコ意識を波及させ、世代を超えてエコ意識が引き継がれるよう、継続的な環境保全活動をサポートします。さらに、東京 2020 オリンピック・パラリンピック大会を契機に、環境配慮を進める諸施策をレガシーとして受け継ぎ、発展させます。

■ 現行の主な事業 ■

カーボンマイナスアクション事業、環境学習情報館運営事業、エコ・リーダー養成事業、江東エコキッズ事業、環境フェア事業、江東エコライフ協議会運営事業

2. 再生可能エネルギーの普及促進と省エネルギー対策

区施設に再生可能エネルギー等の設備を設置し、CO₂ 排出削減と環境負荷の軽減を図ります。また、再生可能エネルギー設備を周知・啓発し、区民の意識の醸成を図るとともに、地球温暖化防止設備導入助成により、省エネルギーの促進と再生可能エネルギー等の利用拡大を図ります。さらに、「江東区公共建築物等における木材利用推進方針」に基づき、積極的に木材を利用することで、森林の整備・保全・育成を図り、温暖化防止対策を推進します。

■ 現行の主な事業 ■

地球温暖化防止設備導入助成事業、マイクロ水力発電設備維持管理事業、風力発電施設等維持管理事業、急速充電器整備事業、電力の地産地消による環境学習事業

3. 環境汚染の意識啓発と防止

大気、水質、騒音等のモニタリングを行い長期的な傾向を把握し、その結果を区民に分かりやすく発信することで、環境汚染への意識向上を促します。また、環境基準の達成に向け、イベント等を活用した啓発活動を通じて、区民や事業者が環境改善に向け具体的な行動ができるよう取組を進めます。

■ 現行の主な事業 ■

大気監視指導事業、水質監視指導事業、騒音振動調査指導事業

4. まちの美化推進

区民・事業者と協働し、地域の清掃活動を積極的に推進し、活動の見える化を進めるとともに、歩きタバコ禁止など喫煙マナーの向上に向けた啓発活動のより一層の充実を努め、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催地として清潔で快適な環境づくりを促進します。

■ 現行の主な事業 ■

みんなでまちをきれいにする運動事業、アダプトプログラム事業、美化推進ポスターコンクール事業

関連する個別計画

江東区環境基本計画、チーム江東・環境配慮推進計画

◎水と緑豊かな地球環境にやさしいまち

- 環境負荷の少ない地域づくり

3 持続可能な資源循環型地域社会の形成

目指す姿

区民・事業者・区が、適切な役割分担のもとで自ら積極的に5R（リフューズ・リデュース・リユース・リペア・リサイクル）※に取り組み、環境負荷の少ない持続可能な資源循環型地域社会が実現されています。

施策実現に関する指標

指標名	指標の説明	現状値 2019 年度	目標値 2024 年度	対応する 取組方針
区民1人当たり1日の資源・ごみの発生量	区民1人が1日に排出する資源・ごみの量	**	**	代表指標
資源化率	区が収集した燃やすごみ・燃やさないごみと資源の合計量のうち、資源の占める割合	**	**	取組1
事業系廃棄物の再利用率	大規模建築事業者（3,000㎡以上の延べ床面積を持つ事業所）が、排出する事業系廃棄物を再利用する割合	**	**	取組2

現状と課題

【これまでの区の実績・現状】

- 江東区では、江東区一般廃棄物処理実施計画に基づき、ごみ・資源の徹底した分別及び適正処理やその効率化を図りながら取り組んできました。
- 持続可能な資源循環型地域社会の形成に向け、区民が主体となる集団回収への取組、分別回収や古着等の拠点回収、さらに粗大ごみの一部活用を実施し、不燃ごみの資源化や「資源・ごみ分別アプリ」の導入など、5Rに取り組んできました。

【区を取り巻く状況】

- 江東区は、地先にごみの最終処分場を抱え、長年にわたり東京23区のごみの終末処理に関して、ハエの大量発生などの衛生上の問題や、ごみ収集車による大気汚染や交通量の増加による事故の発生など、区民は多大な負担を強いられてきました。
- 平成27年9月、国連サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ（後進の課題解決のためのSDGsを含む）」を採択し、28年5月に制定された「持続可能な開発目標（SDGs）の実現のための指針」では、SDG-12 持続可能な消費と生産（つくる責任、つかう責任）が示され、ゼロウェイティングの実現・海洋プラスチック問題・廃プラスチックの適正処理と、プラスチックの3Rが世界規模での大きな課題となっています。

【区の課題】

- 現在の最終埋立処分場は東京港最後の埋立処分場であり、今後新たな埋立処分場の確保は困難なことから、ごみの発生抑制に向けた一層の取組が求められています。
- 区民一人あたり1日の資源・ごみの量は減少傾向で推移していますが、今後も人口増加や高齢化の進展、単身世帯（高齢・若年）・外国人住民の増加が見込まれる中、誰にでもわかりやすいごみ分別パンフレットの作成やごみ出し指導の強化による分別のさらなる徹底、食品ロス削減の周知・啓発など、

ごみを発生させない取組とさらなる資源化率の向上に向けた新たな施策を積極的に展開していく必要があります。

- 5Rの取組が区民に浸透し、日常的な活動や行動として定着していくために、国や東京都、民間企業等と密接に連携し、意識醸成、行動喚起を促す継続的な情報発信等の活動が不可欠です。
- 区内の事業用大規模建築物から発生した廃棄物の量は増加傾向にありますが、各事業所の取組により、再利用率は70%台で推移しており、引き続き、廃棄物の減量とリサイクルの推進を図る必要があります。

取組方針

1. 持続可能な資源循環型地域社会実現に向けた啓発と情報発信

区報やホームページ、スマートフォン等を利用し、積極的な情報発信を行うとともに、区立小学校での環境学習や、**町会・自治会などの地縁団体を含めた**区民・事業者向けの啓発活動を行い、持続可能な資源循環型地域社会づくりの啓発に取り組みます。また、「えこっくる江東」では、東京のごみをめぐる戦いの展示内容を充実させ、区の内外にその歴史や本区の果たした役割を広く発信するとともに、身近な歴史から環境問題を捉え、考える場を創り出します。

■ 現行の主な事業 ■

一般廃棄物処理基本計画推進管理事業、ごみ減量推進事業

2. 5R（リフューズ・リデュース・リユース・リペア・リサイクル）の推進

買い物袋の持参や、生ごみの減量、家庭・飲食店での食品ロスの削減など、5Rの中でも特にリフューズ（断る）・リデュース（発生抑制）のごみを発生させない取組を推進します。

■ 現行の主な事業 ■

ごみ減量推進事業

3. ごみの適正処理と資源化の一層の促進

安全・安心なごみの適正処理を推進するため、ごみ・資源の分別の徹底を図り、水銀含有廃棄物やスプレー缶等の適正処理をさらに進めていきます。また、区民や地域団体による集団回収の活動を支援するとともに、容器包装プラスチック、不燃ごみ等の資源化についても着実に取り組みます。さらに、新たな資源化手法についても調査・研究を進めていきます。

■ 現行の主な事業 ■

資源回収事業、集団回収団体支援事業、集団回収システム維持事業、不燃ごみ資源化事業

4. 事業系廃棄物の減量

区内大規模建築事業者及び中規模建築事業者に対する立ち入り調査を実施し、指導及び助言を行うことで、事業系廃棄物の再利用を推進します。

■ 現行の主な事業 ■

大規模事業用建築物排出指導事業

関連する個別計画

江東区一般廃棄物処理基本計画、江東区一般廃棄物処理実施計画、江東区分別収集計画

※5R…リフューズ（断る・ごみになるものを断る）、リデュース（発生抑制・ごみを発生させない）、リユース（再利用・ものを繰り返し使う）、リペア（修理・ものを修理して使う）リサイクル（再生利用・資源として再生利用する）の5つの行動のこと。

◎未来を担うこどもを育むまち

- 安心してこどもを産み、育てられる環境の充実

4 保育サービスの充実

目指す姿

保育施設が適切に整備されているとともに、良質で多様な保育サービスが安定的に提供され、安心してこどもを産み、育てることができています。

施策実現に関する指標

指標名	指標の説明	現状値 2019 年度	目標値 2024 年度	対応する 取組方針
保育所待機児童数	保育施設への入所を申し込み、入所の要件を備えていながら入所できない児童の数	**	**	代表指標 取組1
保育所に対する指導検査実施完了割合	区内の保育施設（認可・認証保育所等）に対する、指導検査を実施した施設の割合	**	**	取組2

現状と課題

【これまでの区の実施・現状】

- ・江東区では、平成27年4月からスタートした子ども・子育て支援新制度における保育の量の拡充や質の向上の方針を踏まえ、全庁的な対応を図るため、待機児童解消緊急対策本部を設置し、平成27年度から平成30年度の4年間で、認可保育所等の新設や既存施設の定員増などにより約3,300人の保育施設定員を拡大するとともに、通常保育以外にも病児・病後児保育、延長保育、緊急一時保育など、多様な保育サービスの拡充を図ってきました。
- ・また、保育人材の確保のため、賃金改善等の処遇改善や就職相談会など取り組んできました。

【区を取り巻く状況】

- ・国は、平成29年6月に「子育て安心プラン」を公表し、令和4（2022）年度末までに女性就業率80%に対応できる保育の受け皿を整備することとしています。また、平成29年12月には、「新たな経済政策パッケージ」の中で幼児教育の無償化を掲げ、子育て家庭の負担を軽減し、少子化対策を進めることとしています。併せて、近年、保育所の果たす社会的な役割はより一層重視されており、幼児教育の積極的な位置付けなど、保育の質のさらなる向上を図るため、平成29年3月に保育所保育指針が改定されました。

【区の課題】

- ・本区の保育施設の整備・拡充の取組は、待機児童対策として一定の効果をもたらしましたが、待機児童解消には至っていません。今後も、子育て・女性の就業率の増加などによる共働き世帯の増加が見込まれており、引き続き、乳幼児人口の推移を見極め、地域の保育需要や保護者の多様なニーズに対応する保育の受け皿確保が必要です。
- ・既存の保育施設が改築や大規模改修の時期を迎えることから、こどもの安全・安心を確保するため、

施策ページ構成（案）

計画的に改築・改修事業を進めることが必要です。

- 保育施設を整備し待機児童を解消するだけでなく、保育の質の確保向上を図るとともに、ライフスタイルの多様化等に対応した様々な保育サービスを展開していく必要があります。
- 保育所の安定的運営のため、保育人材の確保及び定着とともに、**保育士の専門性の向上**が求められています。

取組方針

1. 待機児童の解消

地域やこどもの年齢によって異なる保育需要に応じて、公有地の活用や大規模開発との連携など、多様な整備手法を用いて認可保育所等の整備を進めます。また、**区立幼稚園での3歳預かり保育や、私立幼稚園での預かり保育の拡充、居宅訪問型保育事業をはじめとする様々な手法を用い**、保育の受け皿を確保します。**さらに、保育園ナビゲーターの活用により、保護者のニーズに応じた情報提供を行い**、待機児童の解消を目指します。

■ 現行の主な事業 ■

私立保育所整備事業、居宅訪問型保育事業、定期利用保育事業

2. 良質かつ多様な保育サービスの提供

保護者が安心して子どもを預けることができるよう、都との連携のもと、区内保育施設の指導検査を推進し、施設改修等による保育環境の改善を行います。**また、保育人材の確保のため、処遇の改善につながる補助をはじめ、宿舍借上補助、就職相談会及び法人採用担当者向け採用活動等支援セミナー等、保育事業者の意向を聞きながら様々な支援に取り組みます**。さらに、病児・病後児保育など、保護者の多様な就労形態、家庭環境やライフスタイル等に応じた柔軟な保育サービスを提供します。

■ 現行の主な事業 ■

保育所管理運営事業、私立保育所補助事業、病児・病後児保育事業、保育の質の向上事業、保育所の改修事業

関連する個別計画

江東区子ども・子育て支援事業計画

◎未来を担うこどもを育むまち

- 安心してこどもを産み、育てられる環境の充実

5 子育て家庭への支援

目指す姿 行政と地域が協働し社会全体で子育て家庭を支えることで、孤立した子育て環境が解消され、誰もが喜びを感じながら子育てし、こどもたちが健やかに成長しています。

施策実現に関する指標

指標名	指標の説明	現状値 2019 年度	目標値 2024 年度	対応する取組 方針
地域に見守られて子育てしていると 感じる保護者の割合	地域に見守られて子育てしていると 感じる保護者の割合	**	**	代表 指標
子育てひろば利用者数	子ども家庭支援センター、保育園及び 児童館等で実施する「子育てひろば事 業」の利用者数	**	**	取組 1
リフレッシュひととき保育利用者数	子ども家庭支援センターで実施する 「リフレッシュひととき保育」の利用 者数	**	**	取組 1
必要な子育て情報が入手できる保護 者の割合	「区内の子育て情報が入手しやすい と思う」「どちらかといえばそう思う」 と回答した保護者の割合	**	**	取組 1
子ども医療費助成件数	子ども医療費の助成件数（年間延べ 件数）	**	**	取組 2
こどものしつけに体罰がふさわしく ないと理解している区民の割合	こどものしつけに体罰がふさわしく ないと理解している区民の割合	**	**	取組 3

現状と課題

【これまでの区の実績・現状】

- 江東区では、これまで区内5ヶ所の子ども家庭支援センターを中心に、児童館や保育園等、地域に密着した施設における子育て支援機能の拡充等に取り組んできました。さらに、要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関と連携しながら、児童虐待対応や虐待防止の啓発活動、相談体制の強化に取り組んできました。
- 核家族化や地域コミュニティの希薄化が進むことにより、子育てに不安を持つ家庭や、地域社会において孤立感を抱く家庭が増えています。また、児童虐待相談対応件数が急増しています。

【区を取り巻く状況】

- 平成28年5月に児童福祉法が改正され、特別区が児童相談所を設置できるようになりました。
- 国は、平成29年12月に「新たな経済政策パッケージ」を策定し、幼児教育の無償化など子育て世代に大胆に政策資源を投入し、社会保障制度を全世代型へと改革することとしています。

【区の課題】

- 子育てサービスを必要としている世帯が増加していることから、各種子育て支援事業の充実を図るとともに、それを広く周知し必要とする方が利用しやすい環境をつくる必要があります。

- ・こどもの貧困の拡大や国の新たな支援策なども踏まえ、これまでの経済的支援に併せて子育て家庭に対する総合的な支援が必要です。
- ・虐待の連鎖を予防するため、心のケアなどきめ細かな支援策を充実させることが必要です。
- ・こどもの権利・利益を守るため、子ども家庭支援センターを中心として、虐待予防や虐待対応の機能を一層強化し、各機関との連携のもと区の児童相談所を開設する必要があります。

取組方針

1. 子育て支援サービスの充実

子育ての孤立感を解消するため、地域の子育て支援拠点である子ども家庭支援センターの整備を進めるなど、子育て支援環境の拡充を図ります。また、子ども家庭支援センターや児童館、保育園、幼稚園などで、子育て相談や子育てひろば、一時預かり保育等の子育て支援策の充実に努めるとともに、ファミリーサポート事業等、区民による地域子育て活動を支援します。そして、様々な子育て施設や施策との連携により、保護者やこども一人ひとりのニーズに沿った支援を行います。さらに、多様なメディアやイベントなどを通じて、子育て世帯に必要な情報を積極的に発信していきます。

■ 現行の主な事業 ■

こども・子育て支援事業計画推進事業、児童向け複合施設整備事業、子ども家庭支援センター管理運営事業、子育て支援情報発信事業、地域子育て支援事業

2. 子育て家庭への経済的支援・自立支援

児童手当等の支給や子ども医療費助成等により、子育て家庭の生活面における経済的支援を行います。また、医療費助成や就労支援、こども達への学びのサポートなど、ひとり親家庭や生活困窮家庭への自立支援を行い、個々のニーズにあうサポートを推進します。さらに、保育園、幼稚園、認定こども園等の利用料の無償化により、保育・幼児教育の負担軽減を図ります。

■ 現行の主な事業 ■

児童手当支給事業、子ども医療費助成事業、小・中学校就学援助事業、まなびサポート事業

3. 児童虐待の未然防止と虐待対応力の強化

児童虐待を予防するため、行政や地域、関連団体等、地域全体でこどもや子育て家庭を見守る環境形成に努めます。また、職員の対応力向上、関係機関との連携強化及び事業の充実により、支援を必要とする家庭への早期対応・改善を図ります。さらに、児童相談所の移管を見据えながら、子ども家庭総合支援拠点*等のあり方を検討し、「こどもの最善の利益」を最優先とした児童相談支援体制の構築を目指します。

■ 現行の主な事業 ■

児童虐待対応事業、児童家庭支援士訪問事業、こどもショートステイ事業、KOTO ハッピー子育てトレーニング事業

関連する個別計画

江東区こども・子育て支援事業計画

※子ども家庭総合支援拠点…こどもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、こども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査・訪問等による継続的なソーシャルワーク業務などを行う拠点。平成28年改正児童福祉法において、区市町村による設置が努力義務とされた。

施策ページ構成（案）

◎未来を担うこどもを育むまち

- 知・徳・体を育む魅力ある学び舎づくり

6 学校教育の充実

目指す姿

一人一人の児童・生徒（幼児を含む）に向き合った学校教育が行われ、確かな学力・思いやりの心・健康な身体が育まれています。

施策実現に関する指標

指標名	指標の説明	現状値 2019 年度	目標値 2024 年度	対応す る取組 方針
全国学力・学習状況調査で都平均を100としたときの区の数値	小学校6年生が対象の全国学力・学習状況調査の教科に関する調査の都平均を100としたときの区児童・生徒の平均値	**	**	取組1
	中学校3年生が //	**	**	
自分にはよいところがあると思う児童・生徒の割合（全国学力学習状況調査）	小学校6年生が対象の全国学力・学習状況調査の質問紙調査の、「自分にはよいところがあると思う」の質問に肯定的に回答した区児童・生徒の割合	**	**	取組2
	中学校3年生が //	**	**	
人の役に立つ人間になりたいと思う、児童・生徒の割合（全国学力学習状況調査）	小学校6年生が対象の全国学力・学習状況調査の質問紙調査の、「人の役に立つ人間になりたいと思う」の質問に肯定的に回答した区児童・生徒の割合	**	**	取組2
	中学校3年生が //	**	**	
体力調査で都平均を100としたときの区の数値	小学校5年生男子が対象の全国体力・運動能力、運動習慣等調査の体力合計点の都平均を100としたときの区児童・生徒の平均値	**	**	取組3
	小学校5年生女子が //	**	**	
	中学校2年生男子が //	**	**	
	中学校2年生女子が //	**	**	
区主催の研修に参加した教員の延べ参加者数	区主催の研修に参加した教員の延べ参加者数	**	**	取組4

現状と課題

【これまでの区の実績・現状】

- 江東区では、全小中学校において「こうとう学びスタンダード」の取組を通じて、児童・生徒の学力、体力の向上を推進してきました。また、中学校区ごとの保幼小中連携事業を通じた取組や、有明小中学校での連携教育、平成30年4月には本区初となる義務教育学校として有明西学園を開校しました。さらに、道徳教育や人権教育の充実等を通して、心の教育の推進を図ってきました。
- 教員の指導力向上を目指し、職層や専門性、教育課題等に応じた研修を充実させるなど、学校力を高める事業にも取り組んできました。

【区を取り巻く状況・区の課題】

- 令和2（2020）年には小学校、令和3（2021）年には中学校で新学習指導要領が全面实施され、「言語能力の育成」、「外国語教育の充実」、「情報活用能力の育成」など新しい時代に求められる資質・能力を育むための教育を確実に実施することが求められています。
- さらなる豊かな心を育むため、多様性を認め合う教育を推進するとともに、2020年以降の未来を見据えて、オリンピック・パラリンピック教育を引き続き推進することが必要です。また、こどもたちの自信、やる気、確かな自我を育て、自分を価値ある存在としてとらえる気持ちを育めるよう、自己肯定感を高める取組が求められています。

施策ページ構成（案）

- ・体力調査の結果は、ボール投げなどで小中学校とも全国平均を下回る項目もあり、健康教育や体力向上に向けた取組の一層の充実が求められています。
- ・分かりやすい授業の実施や**プログラミング教育など ICT 教育の強化**、問題行動への対応等、教員への期待は高く、かつ多岐に渡っています。その中で教員が一人一人のこどもと向き合う時間を確保しつつ、児童・生徒の明日を担う教員の資質・能力の向上、**さらには学校の組織力の向上が必要です。**

取組方針

1. 学習内容の充実

新学習指導要領を踏まえた「こうとう学びスタンダード（ネクストステージ）」を基にした幼・小・中（義務教育学校を含む）の区内全ての校種が一体となった教育の充実や学びスタンダード強化講師等の効果的な活用、補習教室の実施などにより、区立学校で**都平均**を上回る基礎学力を得られるよう努めます。また、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進するとともに、外国人講師の活用や ICT 教育の推進など特色ある教育活動の充実を図り、これからの時代に求められる学力の習得に努めます。

■現行の主な事業■

確かな学力強化事業、外国人講師派遣事業、学校力向上事業、オリンピック・パラリンピック教育推進事業、幼小中連携教育事業

2. 思いやりの心の育成

児童・生徒の発達段階に応じた人間関係づくりや、自己肯定感を高める取組、人権教育の充実を図ります。また、道徳教育や地域活動、**ボランティア活動等の特別活動**、**オリンピック・パラリンピック教育**や**多様性を認め合う教育を推進し**、社会や他者を共感的に理解できる気持ちを育むとともに、**自分の可能性に最大限チャレンジできる心の教育を充実させます。**

■現行の主な事業■

健全育成事業、オリンピック・パラリンピック教育推進事業

3. 健康・体力の増進

「体力スタンダード」の取組により、体育授業の充実を図り、継続的な運動習慣を身に付けることができるようになります。また、学校全体で食育や保健指導等の健康教育の推進を行い、児童・生徒の生活習慣の改善と健康増進を図ります。さらに、「**江東区オリンピック・パラリンピック教育推進計画**」に基づき、**オリンピック・パラリンピックのレガシーを活かし、生涯にわたって、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めます。**

■現行の主な事業■

学校力向上事業、オリンピック・パラリンピック教育推進事業

4. 教員の資質・能力と学校の組織力の向上

教職員の経験年数や職層に応じた指導力、教科等の専門性の向上を図るため、各教科の指導方法や人権教育、問題行動の未然防止等の研修を充実します。また、**各学校の経営方針のもと、教職員が一体となった校内研修や O F F - J T 等を活用し、指導力をより一層向上させます。**さらに、働き方改革を推進し、授業改善のための時間や、児童・生徒に接する時間を確保できる、勤務環境の整備を図ります。

■現行の主な事業■

教職員研修事業、教育調査研究事業

関連する個別計画

教育推進プラン・江東、江東区オリンピック・パラリンピック教育推進計画

施策ページ構成（案）

◎未来を担うこどもを育むまち

- 知・徳・体を育む魅力ある学び舎づくり

7 教育環境の充実

目指す姿

学校、地域、家庭及び関係機関が連携・協働し、全ての児童・生徒が明るくのびのび通うことができる教育環境を実現しています。

施策実現に関する指標

指標名	指標の説明	現状値 2019 年度	目標値 2024 年度	対応する取組 方針
一人ひとりを大切にしたい教育が行われていると思う区民の割合	アンケートで「一人ひとりを大切にしたい教育が行われていると思う」と回答した区民の割合	**	**	代表指標
特別支援教室支援完了者割合	特別支援教室入級退級委員会の審査により、退級者となった児童・生徒の割合	**	**	取組 1
いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う児童・生徒の割合 (全国学力学習状況調査より)	小学校 6 年生・中学校 3 年生が対象の全国学力・学習状況調査の質問紙調査の、「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う」の質問に肯定的に回答した区児童・生徒の割合	**	**	取組 2
地域学校協働活動に参加したボランティア数	各学校で実施しているさまざまな地域学校協働活動に参加したボランティアの年間延べ人数	**	**	取組 3
小中学校における学習者用コンピューターの整備割合	小中学校の普通教室に対するタブレット端末（1 クラス 40 台）の整備割合 (文部科学省基準：3 クラスに 1 クラス)	**	**	取組 4
小中学校における大型提示装置・実物投影機の整備割合	小中学校の普通教室と特別教室数に対する電子黒板の整備割合 (文部科学省基準：100%)	**	**	取組 4

現状と課題

【これまでの区取組・現状】

- 江東区では、共生社会の実現（形成）に向けて、心身に何らかの障害がある等、学校生活に不安があるこどもに寄り添い、就学等の助言を行っています。また、平成 27 年 3 月の「特別支援教室の導入ガイドライン」に基づき、30 年 4 月には全小学校、義務教育学校前期課程に特別支援教室を設置しました。さらに、中学進学においても切れ目のない支援を行うため、令和 2（2020）年度までに全中学校への設置を進めています。
- 全小学校 1 年生への小 1 支援員の配置や保幼小連携教育により、集団行動が取れないなどの小 1 プロブレムの未然防止が図られています。
- 平成 26 年に定めた「江東区いじめ防止基本方針」に基づき、「いじめを生まない、許さない学校づくり」を基本とし、未然防止、早期発見・対応に取り組んでいますが、確実な認知と対応を実施してきた結果、いじめの認知件数は増加しています。
- 全小中学校に学校支援地域本部を設置し、地域からの支援を受け、こどもたちの成長を支える取組を進めてきました。

【区を取り巻く状況・区の課題】

- 心身に何らかの障害がある等、学校生活に不安があるこどもについて、個々のニーズに添った対応が求められています。
- 外国人住民数の増加に対して、小中学校でそのこどもたちへの対応が求められています。
- 特別支援教育のニーズは高く、支援対象児童・生徒数が増加することが予測されることから、さらなる教育の充実を図るため、特別支援教育検討委員会の開催等により課題を整理し、改善策を構築していくことが必要です。
- 環境変化に適応できず不登校となる中 1 ギャップへの対策として、小中連携教育が求められています。
- 平成 29 年 3 月の社会教育法の改正により、地域住民等と学校との連携・協力体制の整備や普及啓発活動などの措置を講じることとされています。学校支援地域本部をはじめとした、学校と地域が連携する既存の様々な取組を再編・組織化し、学校を核とした地域づくりの推進が必要です。

施策ページ構成（案）

- ・学校支援地域本部の基盤を活かし、地域学校協働本部への移行を進め、地域や家庭との連携・協働により、子どもたちを支えるとともに、学校と地域や家庭とのつながり・絆を強化することが必要です。
- ・児童・生徒数の急増による収容対策や既存施設の老朽化対策については、就学児童生徒数の推計を見極めつつ、災害時の拠点としての役割や施設の長寿命化を踏まえ、改築・改修を計画的に実施していく必要があります。さらに、プログラミングなど最先端の教育に必要な ICT 環境を整備することが求められています。

取組方針

1. 多様な教育ニーズに応じた教育支援の推進

児童・生徒一人ひとりの教育ニーズを適確に把握し、特性に応じた合理的配慮を浸透させ、学習支援員を配置する等的人的支援を進めます。さらに、支援対象児童・生徒数の増加に応じ、障害の状況に合わせて必要な学級の設置等を検討し、個に応じた教育環境の充実を図ります。また、増加する外国人の日本語教育支援を推進していきます。

■現行の主な事業■

学習支援事業、小学校特別支援教育事業、中学校特別支援教育事業、日本語指導員派遣事業

2. いじめ・不登校対策等の充実

「江東区いじめ防止基本方針」及び「不登校総合対策」に基づき、学校、家庭及び関係機関等と相互に連携し、いじめや不登校の未然防止・早期発見・早期解決等に取り組みます。また、教育センターに設置したワンストップ相談窓口により、教育に関するあらゆる問題について児童・生徒や保護者が安心して相談でき、支援を受けられる体制を構築します。さらに、不登校生徒の学びの場を確保し、望んだ進路に進めるよう支援していきます。

■現行の主な事業■

適応指導教室事業、スクールカウンセラー派遣事業、スクールソーシャルワーカー活用事業、スクールロイヤー活用事業

3. 学校・地域・家庭の連携の推進

学校を拠点とした幅広い地域人材の参画や教育資源の活用等による学校・地域・家庭の連携及び協働を一層推進するため、「学校支援地域本部」を「地域学校協働本部」へと再構築し、地域全体で子どもの成長を支えるとともに、地域住民の生涯学習・自己実現に資する家庭教育支援や地域課題解決に向けた取組を行います。また、これまでの学校支援地域本部や土曜・放課後学習教室等の取組を活かし、地域の実情を踏まえた特色ある学校づくりを進めるため、学校運営への必要な支援等について協議する場であるコミュニティスクール（学校運営協議会制度）を導入します。

■現行の主な事業■

学校支援地域本部事業、教育委員会広報事業、学校選択制度運用事業、家庭教育学級事業

4. 教育施設の整備・充実

良好な教育環境を保つため、児童・生徒数の増加地域のニーズを踏まえながら教育施設の適正かつ計画的な整備を進めるとともに、各種設備の充実を図ります。また、熱中症予防や災害リスクの増加にも適切に対応していきます。加えて、次代を担う人材育成のため、プログラミングなど最先端の ICT 教育を行うことができるよう、必要な設備の導入を進めます。

■現行の主な事業■

小学校大規模改修事業、中学校大規模改修事業、幼稚園大規模改修事業、小学校コンピューター教育推進事業、中学校コンピューター教育推進事業

関連する個別計画

教育推進プラン・江東

※特別支援教室…通常の学級に在籍する発達障害のある児童・生徒を対象に、本人が抱える困難さに対応する特別な指導を受けられる教室。医師・臨床心理士・教育関係者等の専門家で構成される入級退級委員会で、入退級の審査を行っている。

◎未来を担うこどもを育むまち

- こどもの未来を育む地域社会づくり

8 こどもが安全に過ごせる居場所・環境づくり

目指す姿

地域住民・団体と区が一体となり、こどもの安全・安心な居場所・環境を構築することにより、こどもたちが健やかに成長しています。

施策実現に関する指標

指標名	指標の説明	現状値 2019 年度	目標値 2024 年度	対応する取組 方針
江東きっずクラブ利用児童の満足度	きっずクラブ利用者に対して行うアンケートで「とても楽しい」「まあまあ楽しい」と回答した児童の割合	**	**	代表指標
江東きっずクラブ（学童クラブ登録）を利用できなかった児童数	利用申請し、利用の要件を備えていながら、江東きっずクラブ（学童クラブ登録）を利用できなかった児童数	**	**	取組 1
行政・地域の活動により、登下校時のこどもの安全・安心が確保されていると思う区民の割合	行政・地域の活動が「こどもにとって地域環境の安全に役立っている」と回答した区民の割合	**	**	取組 2

現状と課題

【これまでの区取組・現状】

- ・江東区では、全小学校 46 校に設置された「江東きっずクラブ」*や、区内 19 箇所の学童クラブ、児童館等で、放課後等においてこどもが安全で健やかに過ごせる場を提供しています。
- ・こども 110 番の家や児童通学案内、平成 27 年度からは「通学路交通安全対策連絡会」のもと、警察・地域・学校・区の関係所管等が一体となって通学路の安全対策の強化に努めています。
- ・平成 26 年より通学路上に防犯カメラを設置し、平成 30 年度に設置が完了しました。
- ・国の「第 2 次学校安全の推進に関する計画」（平成 29 年 3 月）に基づき、平成 30 年 3 月に「江東区学校安全の推進にかかる基本方針」を策定しました。

【区を取り巻く状況】

- ・国の「新・放課後子ども総合プラン」（平成 30 年 9 月）では、全小学校区で「江東きっずクラブ」に相当する一体型・連携型事業の実施、学校施設の徹底活用等を目標に掲げています。
- ・国の「児童館ガイドライン」が平成 30 年 10 月に改正され、児童館は、地域のこども・子育て支援に資する児童福祉施設としてさらなる機能拡充を目指すことが示されています。
- ・登下校時のこどもの安全確保のため、国は平成 30 年 6 月に「登下校防犯プラン」を策定しました。

【区の課題】

- ・「江東きっずクラブ（学童クラブ登録）」の利用児童数の増加に伴い、保留児童の発生が懸念されています。
- ・「江東きっずクラブ（放課後こども教室登録）」の利用児童数の増加に伴い、一部クラブで十分な活動空間が確保できていません。

施策ページ構成（案）

- ・児童館では、小学生は減少しつつも一定の利用があります。一方で、乳幼児及び保護者、中高生の利用が増加しています。今後は、小学生の安全な居場所機能を維持しつつ、乳幼児及び保護者、中高生向け事業の充実や他の子育て関連施設との連携が必要です。
- ・こども 110 番の家事業は、**緊急時の避難場所に適さないオートロックマンションの増加、戸建ての住民や個人経営者の店主の高齢化による辞退者の増加等により協力者が得にくい状況になっています。**

取組方針

1. こどもが安全で健やかに過ごすことができる居場所の確保

「江東区放課後こどもプラン」（平成 31 年 3 月策定）に基づき、**保留児童対策や活動場所の環境改善**、地域との連携など放課後児童クラブと放課後こども教室の連携・一体型事業「江東きっすクラブ」の質的向上、効果的・効率的な仕組みづくりを推進します。また、児童館においては、放課後の居場所づくりの役割を担うとともに、0歳から18歳までの切れ目のない支援を目指し運営方針の改定を進め、他の子育て関連施設等と連携しながら、**発達段階に合わせたこどもの育ちの支援**に取り組みます。

■ 現行の主な事業 ■

放課後こどもプラン事業、児童館管理運営事業

2. こどもの安全を確保する地域環境の創出

協力者確保のため、こども 110 番の家事業の周知に努め、地域住民や事業者など地域ぐるみでこどもたちを犯罪から守る事業を推進します。また、登下校時の地域住民等による見守りを行うことで、通学路における児童の安全の確保に努めます。

■ 現行の主な事業 ■

こども 110 番の家事業、児童交通安全事業、学校安全対策事業

関連する個別計画

放課後こどもプラン

※江東きっすクラブ…江東区の放課後事業の総称。学童クラブ登録と放課後こども教室登録があり、全小学校・義務教育学校前期課程において開設。また江東きっすクラブ（学童クラブ登録）については、需要を満たすため小学校外の施設でも実施。

◎未来を担うこどもを育むまち

- こどもの未来を育む地域社会づくり

9 青少年の健全育成の推進

目指す姿

家庭、学校、青少年関係団体及び行政等がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に協力・連携し、青少年の健全育成に向けて地域全体で取り組む社会が実現しています。

施策実現に関する指標

指標名	指標の説明	現状値 2019 年度	目標値 2024 年度	対応す る取組 方針
青少年が健全に育つことができる環境が整っていると思う区民の割合	青少年が健全に育つことができる環境が整っていると思う区民の割合			代表指標
青少年交流プラザの利用者数（人）	青少年交流プラザの団体利用者数・ロビー利用者数（年間）青少年交流プラザの団体利用者数・ロビー利用者数（年間）	**	**	取組 1
青少年育成指導者養成講習会への参加者数	地域子ども会等のリーダーとなるこどもの養成及び子ども会の世話役となる成人指導者のための講習会への参加者の数	**	**	取組 2
地域との連携により実施した青少年健全育成事業数	青少年の健全育成のために、地域との連携により実施した青少年健全育成事業の実施数	**	**	取組 3
相談事業における相談件数	青少年相談の相談件数	**	**	取組 3

現状と課題

【これまでの区の取組・現状】

- ・江東区では、これまで青少年の健全育成のため、関係機関・団体との連携強化、ネットワークづくりやリーダー養成等に取り組んできました。
- ・平成 27 年度に開始した若者のひきこもり等の相談を中心とした支援事業を平成 29 年度に拡充し、ひきこもりだけでなく青少年期の幅広い悩みに対応する相談事業を本庁者及び青少年交流プラザで実施し、社会的に困難を抱える青少年の支援に取り組んできました。

【区を取り巻く状況】

- ・平成 22 年 4 月施行の「子ども・若者育成支援推進法」に基づく「子供・若者育成支援推進大綱」が平成 28 年 2 月に策定され、「全ての子供・若者の健やかな育成」「困難を有する子供・若者やその家族の支援」等の 5 つの課題について重点的に取り組むことを基本的な方針としています。

【区の課題】

- ・地域におけるつながりの希薄化が懸念され、地域住民、NPO等が子供・若者の育成支援を支える共助の取組の促進が必要です。
- ・青少年指導者の養成にあたっては、地域活動に貢献する指導者として活発に活動していく人材の育成を念頭に、区民ニーズの把握、内容・PR 手法等を精査の上、事業を実施していく必要があります。また、青少年の自主的活動の拠点となる居場所づくりも必要です。
- ・**青少年期のつまずきが、ひきこもりにつながるなどの課題**もあり、社会的に困難を抱える若者への支援として、相談事業等の定着・充実に努める必要があります。また、困難を抱えた子供・若者に対しては、個々の状況に応じたきめ細かな支援が必要であり、生まれ育った環境などによって、子供や若

施策ページ構成（案）

者の未来が左右されることのないよう、関係機関の連携が重要です。

- ・常に変化する情報通信環境は、子供・若者の成長に負の影響も及ぼすことから、違法・有害情報の拡散、ネット上のいじめ、ネット依存への対応が必要です。

取組方針

1. 青少年が活動できる場の提供

青少年交流プラザをはじめとする社会教育施設等を活用し、青少年の自主的な学習・活動の支援など多様な活動の場を提供することで、家庭や学校に続く第三の居場所としての役割を充実させます。

■ 現行の主な事業 ■

青少年交流プラザ管理運営事業

2. 青少年健全育成の担い手の養成・確保

青少年の主体性や社会性を育むとともに、子ども会等、こどもの集団の中心となるリーダーを養成します。また、青少年が家庭や学校とは異なる対人関係の中で**社会の一員としての規範や社会性、自立性を身に付けることができるよう**、青少年関係団体の支援に努めます。

■ 現行の主な事業 ■

青少年指導者講習会事業、青少年指導者海外派遣事業、少年の自然生活体験事業、青少年団体育成事業

3. 関係機関・団体との連携強化による健全育成の推進

薬物・非行問題や有害環境への対応等、各関係機関・団体と相互の連携・協力を強化し、実効性のある青少年の健全育成の取組を進めます。また、**ひきこもりや不登校、人間関係の悩みなどをはじめ**、社会的に困難を抱える青少年やその家族に対し、**相談事業の充実**やさまざまな機関が連携するネットワークを構築し、重層的な支援を推進します。

■ 現行の主な事業 ■

青少年問題協議会運営事業、青少年対策地区委員会活動事業、青少年委員活動事業、青少年相談事業

◎区民の力で築く元気に輝くまち

- 健全で活力ある地域産業の育成

10 区内産業・商店街の振興

目指す姿

区内中小企業では、多様な人材がやりがいを持って生き生きと働いており、技術力や競争力を培うことで区内の産業が活性化しています。また、**地域の拠りどころ**として区民生活の根幹を支え、**地域コミュニティの核**となる魅力ある商店街が形成されています。

施策実現に関する指標

指標名	指標の説明	現状値 2019 年度	目標値 2024 年度	対応する 取組方針
区内の企業やお店が元気に活動していると思う区民の割合	区内の企業やお店が「元気に活動していると思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した区民の割合	**	**	代表指標
各種助成事業における助成件数	区内中小企業の支援を目的とした各種助成事業による助成件数	**	**	取組 1
こうとう若者・女性しごとセンターの利用者で就職が決定した人数	こうとう若者・女性しごとセンターの登録者で就職先が決定した人数	**	**	取組 2
創業支援資金の融資申込みをした事業者数	区内の創業者のうち、創業支援資金の融資申込みをした事業者数	**	**	取組 3
魅力ある商店街やお店が区内にあると思う区民の割合	魅力ある商店街やお店が「身近にあると思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した区民の割合	**	**	取組 4

現状と課題

【これまでの区取組・現状】

- 江東区では、制度融資や経営相談などを通じて区内事業所の 98%を占める中小企業の競争力の強化や区内での創業支援を進めるとともに、優れたものづくり企業を認定する「江東ブランド事業」を通じて、特色ある区内企業の積極的な PR を行ってきました。
- 魅力ある商店街の形成に向け、個店の魅力を発信する情報誌「ことみせ」の発行のほか、地域と連携したイベント事業への補助や空き店舗の活用支援、多言語表記の促進などを行ってきました。

【区を取り巻く状況】

- 生産年齢人口の減少や経営者の高齢化等により、製造業を中心とする本区の中小企業では、人手不足や承継問題が課題となっています。
- 国は、「新しい経済政策パッケージ」を策定し、生産性革命として人手不足に悩む中小・小規模事業者も含め、企業による設備や人材への投資を力強く促進することとしています。
- 商店街は身近な商品やサービスを提供するだけでなく、まちの活気をつくりだし、**防犯・防災活動、子育て支援、高齢者対策等、地域コミュニティの核**としての役割を担うことが期待されています。

【区の課題】

- 区内産業の活力を高めるため、中小企業が優れた経営力・競争力・技術力を備え、また人材不足を解消するよう、多様な支援策が求められています。また、既存の事業所をより発展させるとともに、区内での創業を促進する多様・多角的な支援が必要です。
- 商店街の衰退が全国的な課題となっており、本区でも大規模小売店舗の進出や後継者不足、消費行動

施策ページ構成（案）

の多様化など社会経済状況の変化を背景に廃業や空き店舗が増加していますが、これらの課題は、各商店において、その地域の社会課題を少しでも改善しようとする視点への発想の転換が必要です。

- 魅力ある個店の挑戦を促す支援を展開することで、商店街や地域一帯の活性化につなげる必要があります。

取組方針

1. 経営力・競争力の強化

臨海部等の新たなまちの形成や都心隣接の地の利を活かし、急速に変化する社会経済情勢に対応できるよう、経営相談や産業情報の提供を行います。また、地域ものづくり企業のブランディング、制度融資や各種補助金交付を通じて、区内中小企業の経営基盤の強化や販路の拡大、海外へ向けた発信、ICT、AI、ロボットなどの先進技術を活用した事業の生産性向上を支援します。さらに、**区、中小企業者、関係団体、金融機関、大学等と連携を促進し、新技術・新製品開発や新たなビジネス機会の創出への取組を進めていきます。**

■ 現行の主な事業 ■

中小企業融資事業、経営相談事業、新製品・新技術開発支援事業、販路開拓支援事業、江東ブランド推進事業

2. 人材の確保・育成と事業承継

人材不足・後継者不足に対応できるよう、職業のマッチング等による人材確保の支援や多様な働き方が可能な職場環境の整備を支援するとともに、階層別セミナーの実施等により、人材の育成や定着率の向上を図ります。また、関係機関との連携により区内中小企業の事業承継を支援します。

■ 現行の主な事業 ■

中小企業雇用支援事業、産業表彰事業

3. 創業への支援

「江東区創業支援等事業計画」を軸に、関係機関との連携により制度融資、相談、セミナー、助成、**空き店舗等を活用したコワーキングスペースの設置への支援、起業家同士の交流会の実施**など、きめ細かい創業支援を実施し、区内での創業を促進します。また、創業後においても支援を継続し、企業の持続的な成長を図ります。

■ 現行の主な事業 ■

創業支援資金融資事業、創業支援事業

4. 地域に根ざした商店街の振興

区内にある魅力的な商店街を守るため、地域に根ざした商店街が主体となって実施する環境整備やイベント等の販売促進、地域団体との協働事業への支援を行います。また、若手の育成や、それぞれの特性やニーズに対応した商店街づくりを支援し、地域住民はもとより国内外からの来街者も楽しんで快適に買物ができる商店街を目指します。さらに、個店の魅力も積極的に発信するとともに、**個店や個店同士の連携による、集客力の向上に資する意欲とアイデア溢れる取組に対する支援を行うことで、商店街の枠を越えた人材交流の促進により地域を活性化**していきます。

■ 現行の主な事業 ■

商店街活性化総合支援事業、商店街イベント補助事業、江東お店の魅力発掘発信事業、魅力ある商店街創出事業

◎区民の力で築く元気に輝くまち

- 個性を尊重し、活かす地域社会づくり

11 地域コミュニティ※の活性化

目指す姿

地域のつながりが深まり、世代や国籍を問わない誰もが参加しやすい魅力的な活動が充実する、明るく住みよい地域社会が実現されています。

※地域コミュニティ…町会自治会やNPOなど主に地域住民により構成され、当該地域において当該地域のために活動している団体

施策実現に関する指標

指標名	指標の説明	現状値 2019 年度	目標値 2024 年度	対応する 取組方針
この1年間に地域活動に参加した区民の割合	住みよい地域とするために、町会・自治会、NPO、ボランティアなどのコミュニティ活動に「よく参加している」「ときどき参加している」と回答した区民の割合	**	**	代表指標
町会・自治会加入世帯数	毎年3月1日現在の町会・自治会の加入世帯数	**	**	取組1
気軽に利用できる地域活動施設があると思う区民の割合	「気軽に利用できる地域活動施設があると思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した区民の割合	**	**	取組2
地域イベントへの参加者数（区民まつり、各地区まつり、江東花火大会、国際交流のつどい）	世代や国籍、地域を超えた交流の場となるイベント（区民まつり、江東花火大会、国際交流のつどい）への参加人数	**	**	取組3

現状と課題

【これまでの区取組・現状】

- ・江東区では、町会・自治会、NPO、ボランティア団体等への活動支援を通じてコミュニティの活性化を図るほか、文化センターなどの計画的な改修を行い、コミュニティ活動の場の提供も行ってきました。
- ・区民まつりや各地区まつり、こどもまつりのほか、臨海部での大学やNPOとの連携による地域イベント、国際交流イベントなどを通じて、地域や国籍を超えた交流の促進も図ってきました。

【区を取り巻く状況】

- ・大型、高層マンションの急増を背景として区民のライフスタイルは多様化しており、地域への関心が低い住民が増加しています。
- ・全国の都市部で、大規模マンションの増加による居住形態の変化などに伴う自治会・町内会の加入率の低下や近所付き合いの希薄化により、地域活動の担い手不足が課題となっている一方で、防災・防災、高齢者の見守り、子育て支援などの共助機能としての地域コミュニティの役割が重要になっています。
- ・臨海部を中心とした人口増が続く中、高齢、若年の単身世帯が増加し続け、平均世帯人数は減少し続けることが見込まれます。また、外国人人口も増えていくと見込まれる中、多文化共生の取組が重要となっています。

【区の課題】

- ・円滑な地域コミュニティを形成していく上で、新たに転入した住民と以前から住んでいる住民の融合は必須の課題であり、**住民相互の交流機会や情報交換の場を創出**することが必要です。

施策ページ構成（案）

- ・東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に高まる区民のボランティア活動の気運を、地域の活性化につなげていく必要があります。
- ・住民同士の交流を促すため、さまざまな地域コミュニティ団体が開催するイベント活動への支援を行い、さらに国際交流イベント等を通じて、外国人と地域住民が相互理解を深める環境を整備するとともに、生活情報の多言語対応や相談機能の充実など、外国人居住者の支援を進める必要があります。
- ・コミュニティ活動の活性化のため、誰もが参加しやすい環境の整備、活動情報の発信支援も必要です。

取組方針

1. 多様なコミュニティ活動への参加の促進

町会・自治会、NPO、ボランティア団体等の主体性を尊重しながら、自主的な地域活動を推進していくための支援を行います。また、各コミュニティ活動に関する情報の発信・共有を図り、より多くの区民がコミュニティ活動に関心を持ち、地域への愛着、絆を深め気軽に参加できるようコミュニティ活動支援サイト等の充実に努めるとともに、子ども会やPTAなど関係団体とも連携してコミュニティの担い手の養成にもつなげていきます。さらに、新たに転入してきた住民が、町会・自治会等に参加するきっかけとなる情報提供などを行い、地域活動に参加する区民を増やします。

■ 現行の主な事業 ■

町会自治会活動事業、コミュニティ活動支援事業、コミュニティ活動情報発信事業

2. コミュニティ活動を支える環境整備

コミュニティ活動の拠点となる公的施設の利用を促進するとともに、適切な維持管理を行い、区民が集い、安心して活動できる場を確保します。また、区民館や地区集会所等の効率的な運営を図るため、地域ニーズに沿った情報発信を進めるなど、利用・運用面での環境整備を行います。

■ 現行の主な事業 ■

地区集会所改修事業、地区集会所管理運営事業、区民館管理運営事業、町会自治会会館建設助成事業

3. 地域・世代・国籍を超えた交流・共生の推進

区民まつりをはじめとした地域イベントを様々な工夫を凝らし、継続的に開催することで、多世代住民の交流、地域を超えた交流の場を提供します。また、外国人と地域住民との文化交流が自然と図られ相互理解が得られるよう、区内在住外国人が運営する団体や外国人向けボランティア活動をする団体を中心として活動する「江東区国際友好連絡会」といった関係団体と連携した国際交流イベント等を実施します。さらに、国籍に関わらず自分らしく暮らせるよう、外国人居住者への生活情報の提供や相談対応など区内で連携を図り、多文化共生社会を目指します。

■ 現行の主な事業 ■

姉妹都市・区内在住外国人交流事業、区民まつり事業、江東花火大会事業

施策ページ構成（案）

◎区民の力で築く元気に輝くまち

- 個性を尊重し、活かしあう地域社会づくり

12 ダイバーシティ（多様性）社会の実現

目指す姿

全ての区民がお互いの人権を尊重し、性別、年齢、国籍、価値観、生き方など様々な違いを認め合い、誰もが尊重され、自分らしく生きることができる社会を実現しています。

施策実現に関する指標

指標名	指標の説明	現状値 2019 年度	目標値 2024 年度	対応する 取組方針
「江東区は多様性を認め合い、誰もが尊重され、暮らしやすいまちである」と思う区民の割合	「性別、年齢、国籍、価値観、生き方など様々な違いを認め合い、誰もが尊重され、暮らしやすいまちである」と回答した区民の割合	**	**	代表指標 取組 1
区の審議会等への女性の参画率	区の審議会・協議会・審査会等における女性委員の割合	**	**	取組 2
「仕事と生活の調和がとれた生き方を実現することが出来る」と答えた区民の割合	仕事・家庭生活・地域生活を自分が希望するバランスで実現することが出来ていると回答した区民の割合	**	**	取組 3
DV 相談窓口を知っている区民の割合	DV に関する相談を扱っている各種窓口を知っていると回答した区民の割合	**	**	取組 4

現状と課題

【これまでの区取組・現状】

- ・江東区では、人権相談や人権学習講座の実施のほか、男女共同参画社会の推進を図るための講座や DV、家庭問題等女性の悩み相談を実施するなど、人権や男女共同参画社会に関する意識啓発、相談体制の確立等に取り組んできましたが、十分な成果を上げるには至っていません。一方で、性的少数者（性的マイノリティ）や外国人等の新たな人権課題が顕在化しています。
- ・平成 26 年度の「江東区男女共同参画に関する意識調査」では、男女の地位の平等感について男性が優遇されていると回答した方が約 7 割にのぼっています。
- ・平成 30 年度の DV 相談件数は 5,775 件で、相談内容は多岐に渡っており、庁内関係各課や警察署との緊密な連携により、配偶者等暴力相談支援センターの機能を担い、相談支援を行っています。

【区を取り巻く状況】

- ・内閣府の「人権擁護に関する世論調査」（平成 29 年実施）で、基本的人権が憲法で保障されていることを 2 割近くの者が「知らない」と答えており、周知がまだまだ十分とはいえない状況です。
- ・世界経済フォーラムが毎年公表する世界各国における男女間の格差を測る「ジェンダー・ギャップ指数※」の日本の順位は下位にあり、特に政治参画・経済参画において男女間格差が大きい状況にあります。

【区の課題】

- ・ダイバーシティ社会の実現には、個人、地域、団体・企業、行政など各主体が自ら取り組むべき課題を認識するとともに、行政は各主体の取組が円滑に行われるよう支援を行う必要があります。
- ・人権問題は、女性・こども・ハラスメント・性自認・性的指向・外国人など多岐に渡っており、人権尊

施策ページ構成（案）

重の理念が広く社会に浸透するための施策を推進していくことが重要です。

- ・男女共同参画行動計画に基づき、固定的性別役割分担意識の払拭に向けた積極的な取組が必要です。
- ・ワーク・ライフ・バランス推進のため区民への意識啓発と区内企業・事業主に対して積極的な取組の働きかけを進めていく必要があります。
- ・DV の未然防止と被害者への対応が引き続き求められており、多様化する相談内容に関係機関や警察署等との緊密な連携により対応する必要があります。

取組方針

1. 人権を尊重し、多様性を重視する意識の醸成

年齢、性別、国籍、障害の有無、**価値観、生き方**などによるあらゆる偏見や差別をなくし、多様性を認め合い、全ての人が尊重されるダイバーシティ社会を実現するため、**地域、団体・企業が行う人権推進の取組に対し、支援をしていきます。**また、**LGBT など性的少数者や外国人等の新たな人権課題に対し、**人権相談を通じて救済につなげるとともに、講座・キャンペーン、職員の意識改革などの人権啓発を着実かつ継続的に実施します。**さらに、人権意識をライフステージの早期から醸成するため、学校教育とも連携しながら小中学校における多様性を認め合う教育を進めます。**

■現行の主な事業■

人権学習事業、人権推進事業

2. 男女共同参画の推進

性別による固定的役割分担意識が解消され、性別にかかわらず全ての区民があらゆる分野で活躍するとともに、家庭、個人の生活を充実していけるよう、最先端の ICT 技術を活用し、啓発活動や支援を行います。

■現行の主な事業■

男女共同参画啓発事業、男女共同参画学習事業、男女共同参画審議会運営事業、男女共同参画相談事業

3. ワーク・ライフ・バランスの推進

性別・年齢にかかわらず誰もが意欲・能力・状況に応じたワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を図ることができるよう、区民と事業所等に対し情報提供や学習講座を開催し啓発を進めていきます。

■現行の主な事業■

ワーク・ライフ・バランス推進啓発事業

4. 異性に対するあらゆる暴力の根絶

DV を防止するため、インターネット等あらゆる媒体の活用により、暴力を容認しない意識形成の啓発に取り組んでいきます。また、配偶者等からの暴力の被害者保護のため、被害者等に対する相談支援事業を実施します。

■現行の主な事業■

男女共同参画相談事業

関連する個別計画

男女共同参画行動計画

※ジェンダー・ギャップ指数…経済、教育、政治、保健の4つの分野のデータから作成され、0が完全不平等、1が完全平等を示す。平成30年の日本の値は0.662で149か国のうち110位。

施策ページ構成（案）

◎区民の力で築く元気に輝くまち

- 個性を尊重し、活かす地域社会づくり

13 生涯にわたり学習できる環境の充実

目指す姿

区民が主体的に生涯学習に取り組み、習得した成果を地域に活かせる環境が整備されています。

施策実現に関する指標

指標名	指標の説明	現状値 2019 年度	目標値 2024 年度	対応する 取組方針
趣味や学習などに取り組んでいる区民の割合	学習や講座、地域の集まりなどで、趣味（茶道・生け花・囲碁・将棋など）、教養（英会話など）、芸術、文化、教室などに「よく参加している」「ときどき参加している」と回答した区民の割合	**	**	代表 指標
学習や講座から得られた学びを地域活動や仕事に活かしている区民の数	文化センターなどでの講座で学んだことを活かして、地域で活動している者の数	**	**	取組 1
図書館来館者数（年間）	年間の図書館来館者数	**	**	取組 2
図書館が学びの場として役立っていると感じている区民の割合	図書館が学びの場として「役立っている」「どちらかといえば役立っている」と回答した区民の割合	**	**	取組 2

現状と課題

【これまでの区の実績・現状】

- 江東区では、江東区文化センターをはじめ、地域文化センター等での生涯学習の継続的な活動への支援とともに、区民企画講座の充実や東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた「おもてなし英会話」など、区民自らが蓄積した知識を地域に還元できる環境づくりを進めてきました。
- 図書館では、地域の特色に合わせた蔵書や展示など子どもたちが本に親しむ機会の提供に取り組んできました。また、令和元（2019）・2年（2020）年度の2カ年で、江東・深川を除く8館で指定管理者制度を導入し、開館時間の延長を図るなどより一層の利用者サービスの向上を図ることとしました。

【区を取り巻く状況】

- 「人生 100 年時代」において、生涯学習の重要性は一層高まっています。リカレント教育※を含め何歳になっても学び直しができる取組や身に付けた新しい知識・教養を地域における学習や活動に活かすことが求められています。

【区の課題】

- 大規模改修の時期を迎える地域文化センターについては、利用ニーズを踏まえた効果的・効率的な整備等が必要になります。
- 民間カルチャーセンターの進出により、行政との役割分担や協働・連携のあり方を整理する必要があります。
- 生涯学習への参加や学習成果を地域に還元するなど、区民の学習支援に関し、新たに退職を迎える世代の力を地域に活かすための仕組みづくりに取り組む必要があります。

施策ページ構成（案）

- ・図書館利用者の増加やニーズの多様性を踏まえ、地域情報拠点としての図書館機能の強化や、特色あるサービスの展開が求められています。

取組方針

1. 生涯学習の促進

「生涯学習」は、学校教育や家庭教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など、様々な場や機会において行う学習であり、区民ニーズ・利用者数を踏まえた、文化センター等の事業展開を図るとともに、区内大学、NPO、民間団体、学校等とも連携しながら推進していきます。また、リカレント教育に取り組むなど、生涯学習に関する普及啓発を充実させるとともに、区民の誰もが好きな時に学ぶことができる場を創出していきます。さらに、誰もが参加できる多様な学習の場・機会の提供や生涯学習団体等の継続的な活動に対する支援を充実させ、併せて、区民が主体的に学習、習得した成果を地域に活かす仕組みづくりに取り組みます。

■ 現行の主な事業 ■

生涯学習情報提供事業、地域文化施設管理運営事業

2. 図書館サービスの充実

中央館と各地域館との役割分担と連携により、開館日の増、開館時間の延長を定着させ、利用者の利用機会の拡大を図ります。また、利用者のニーズや地域特性を踏まえ、各館の特徴を活かした特色ある図書館サービスの提供に取り組むとともに、学校等教育施設や子育て・高齢者支援施設など地域資源との連携を深め、魅力的な図書館の実現と、人と情報が出会いイノベーションが生まれる地域情報拠点としての図書館機能の強化を図ります。なお、こども図書館の移転整備においては、子ども家庭支援センターとの連携による新たなサービス展開を進めるとともに、こどもたちが本の魅力や読書の楽しさに触れるきっかけづくりのため、こどもの成長段階に合わせた継続的な働きかけに取り組みます。

■ 現行の主な事業 ■

図書館管理運営事業、図書館読書活動推進事業

関連する個別計画

江東区こども読書活動推進計画

※リカレント教育…社会に出た者（社会人）が教育機関に入り直して改めて教育を受けるということ、及び、そうした活動を支援する制度や取組、考え方のこと。

施策ページ構成（案）

◎区民の力で築く元気に輝くまち

- 個性を尊重し、活かす地域社会づくり

14 スポーツを楽しめる環境の充実

目指す姿

こどもから高齢者まで世代や障害の有無を問わず、身近にスポーツを楽しめる機会と環境が確保され、**スポーツの持つ力**により、誰もが生き生きと暮らせる地域社会が形成されています。

施策実現に関する指標

指標名	指標の説明	現状値 2019 年度	目標値 2024 年度	対応する 取組方針
週1回以上スポーツ・運動を行う区民の割合	「週1回以上スポーツ・運動を行っている」と回答した区民の割合	**	**	代表 指標
体育協会加盟団体・社会教育関係団体の登録 団体数	体育協会加盟団体及び社会教育関係団 体（スポーツ）の登録団体数	**	**	取組1
区立スポーツ施設の利用者数	屋内スポーツ施設及び屋外スポーツ施 設の年間利用者数	**	**	取組2

現状と課題

【これまでの区取組・現状】

- 江東区では、平成27年3月に策定した「江東区スポーツ推進計画」に基づき、各種体育・地域団体や民間企業、教育機関と連携し、地域のスポーツ活動の活性化、障害者スポーツの理解促進、水辺を活かしたスポーツの推進などに取り組んできました。また、屋内・屋外スポーツ施設の計画的な改修を行い、利便性の向上を図ってきました。

【区を取り巻く状況】

- 平成24年3月、国は「スポーツ基本計画」を策定し、年齢や性別、障害等を問わず、広く人々が、関心、適性等に応じてスポーツに参画することができるスポーツ環境の整備を進めています。
- スポーツ庁の「スポーツの実施状況等に関する世論調査（平成29年度）」では、成人の週1回以上のスポーツ実施率は50%程度となっています。
- 東京都は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を通じて価値あるレガシーを残していくための取組を進めています。複数の競技が行われる本区においては、そのレガシーを通じて未来に継続していく取組が必要です。

【区の課題】

- スポーツには地域の絆やコミュニティの形成に大きな力を発揮することが期待されていることから、こどもや高齢者、働き盛り世代の誰もが、障害の有無に関わらず、地域で気軽にスポーツ・運動を楽しむことができる場所・機会の確保が求められています。
- 施設の老朽化に伴う大規模改修が見込まれており、利用者ニーズを踏まえた改修が必要です。

施策ページ構成（案）

- ・障害の有無に関わらず、誰もがスポーツを楽しむことができるよう、多様性を認め合う共生社会の実現に向けて、障害者がスポーツに親しめる環境整備と障害者スポーツへのさらなる理解促進が求められています。
- ・区民が生涯にわたり心身の健康を維持し充実した生活が送れるよう、関係各主体との連携等を通じてライフステージに応じたスポーツ環境の創出に取り組み、区民がスポーツをより身近に感じられる環境を、オリンピック・パラリンピック終了後も引き続き残していく必要があります。

取組方針

1. 区民のスポーツ活動の促進

スポーツには、健康維持や体力増進だけでなく、心の健康や人間的な成長を促すことで相手を尊重し思いやる精神が育まれるなど、大きな効果が期待できることから、こどもから高齢者まで世代や障害の有無を問わず、区民が主体的にスポーツに取り組み、継続して活動できるよう、スポーツイベントの開催や教室事業を実施するなど、スポーツに親しむきっかけづくりやスポーツ団体の育成、相互交流等の支援を充実させます。また、ソフト面におけるオリンピック・パラリンピックのレガシーを活用し、区民のスポーツに対する意識向上を図るとともに、関係団体が蓄積した知識・技能・経験を活かし、区民のスポーツ活動の促進に取り組みます。

■ 現行の主な事業 ■

区民スポーツ普及振興事業、スポーツ推進委員活動事業、江東シーサイドマラソン事業

2. スポーツのしやすい環境の整備

スポーツをすること、観ることを通じて、人と人との絆が深まり、地域コミュニティの活性化など地域活力の向上につながる効果が期待できることから、区立スポーツ施設や設備の充実、利便性の向上を図り、誰もがスポーツに取り組み楽しむことができる環境を整備します。また、都立や民間のスポーツ施設との連携を図ります。さらに、オリンピック・パラリンピックの競技施設を活用し、スポーツのしやすい環境の整備に取り組みます。

■ 現行の主な事業 ■

スポーツ施設管理運営事業、少年運動広場維持管理事業

関連する個別計画

江東区スポーツ推進計画

◎区民の力で築く元気に輝くまち

● 地域文化の活用と観光振興

15 文化・歴史の継承と観光振興

目指す姿

歴史や伝統・芸術文化などが次世代に継承されるとともに、身近に親しめる機会が確保されています。また、情報発信を強化するとともに、魅力的な観光資源を発掘・開発することで、区内外から多くの観光客が訪れるまちが実現しています。

施策実現に関する指標

指標名	指標の説明	現状値 2019 年度	目標値 2024 年度	対応する 取組方針
江東区は魅力的な文化観光資源があると思う区民の割合	「魅力的な文化観光資源（名所、寺社仏閣、文化財、文化施設、商業施設など）があると思う」と回答した区民の割合	**	**	代表 指標
伝統文化公開事業の延べ参加者数	伝統文化公開事業（旧大石家住宅、夏休み職人の技体験、江東区伝統工芸展、受け継がれる匠の技、新春民俗芸能の集い）への参加者数	**	**	取組 1
江東区文化施設における発表活動の実施件数	各施設における個人・団体の文化芸術活動の発表件数及び区内文化芸術団体の出前公演（アウトリーチ）実績数	**	**	取組 2
観光ガイドの案内者数	観光ガイドによる文化観光施設やまちあるきガイドツアーの案内者数			取組 3

現状と課題

【これまでの区取組・現状】

- ・江東区では、「江東区文化プログラム基本指針」に基づき、歴史文化資産の保護や民俗芸能などの伝統文化の継承に努めてきたほか、芸術文化に関する公演などを実施し、文化振興の底上げを図ってきました。
- ・平成 28 年 3 月策定の「江東区観光推進プラン（後期）」に基づき、「水辺」「スポーツ」「食」「アート」「ひと」の魅力を活かした観光戦略、フリーWi-Fi の整備、観光ボランティアガイドの育成、観光拠点施設（門前仲町、亀戸）の活用、広域連携による観光プロモーションなど、「江東区ならではの」観光施策を推進してきました。
- ・芭蕉記念館、深川江戸資料館、中川船番所資料館では、ジオラマなどを使った江東区ならではの常設展示を行っており、区民ボランティアがガイドとして活躍しています。全体の入館者数は横ばいとなっていますが、外国人入館者数の割合は増加しています。

【区を取り巻く状況】

- ・国は「観光ビジョン実現プログラム」において、令和 2（2020）年に訪日外国人旅行者 4,000 万人とする目標を掲げ、増加する個人旅行者ニーズに的確に対応し、インバウンド消費を更に拡大していくことが重要であるとしています。また、東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を契機に取り組みされる文化プログラムを活用し「文化芸術立国」の実現を目指しています。
- ・人口減少や少子高齢化の進展により、国内旅行市場は大幅な伸びが期待できない一方で、訪日外国人旅行者は増加を続けており、東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催後も、訪日外国人旅行者に対する市場は拡大していくと見込まれます。

【区の課題】

- ・江戸の歴史を守り伝える民俗芸能や伝統工芸分野では、後継（継承）者の育成が喫緊の課題となっています。
- ・地域の伝統・芸術文化活動が社会の中でどのような機能を持ち、どのような役割を果たすのか、継続的に考えつつ、本区の強みを活かした、質の高い伝統・芸術文化の価値や取組の意義について、区民へのPRに努めるとともに区内外への情報発信をさらに強めていく必要があります。
- ・伝統・芸術文化に触れる・参加する機会を提供し、**区民が自ら伝統・芸術文化を学び、次世代に継承していくことで、伝統・芸術文化の担い手となれるような環境をつくる**ことが重要です。
- ・観光客の総合的な受け入れ態勢の整備や一体的な情報発信の強化など、観光事業に対する戦略的、体系的な施策の推進が求められています。また、観光振興による地域経済の活性化には、観光拠点や観光施設、商店街などの物的資源や文化観光ガイドなどの人的資源を有効活用した施策の展開が必要です。

取組方針

1. 伝統文化の保存と継承

文化財保護推進協力員と協働し、江戸時代以降に花開いた伝統文化や文化財を保護するとともに、講習会・講演会の開催等区内外へのPRや小中学校との連携などにより、**区と区民が一体となって伝統文化の継承**に取り組みます。また、伝統文化保存団体の活動の支援と、伝統文化を披露する場の充実により、区民が伝統文化に親しめる環境を整備します。さらに、芭蕉記念館、深川江戸資料館、中川船番所資料館については、施設の魅力を高めるために資料の充実や展示方法の工夫、多言語化等の取組を進めます。

■ 現行の主な事業 ■

文化財保護事業、文化財公開事業、歴史文化施設管理運営事業

2. 芸術・文化活動の支援

芸術文化団体の活動を支援するとともに、江東公会堂や地域の文化センターなどを活用し、区民ニーズに合った芸術文化事業を企画、誘致します。また、プロによるアマチュア指導の機会を設けるなど、次世代の芸術の担い手を育成していくとともに、区民が自然に芸術文化活動に親しめる様々なきっかけづくりに取り組みます。

■ 現行の主な事業 ■

地域文化施設管理運営事業、江東公会堂管理運営事業

3. 地域資源を活用した観光振興

歴史・文化、水辺、スポーツ、食、アート、**商店街**、人といった本区の持つ魅力を活かしながら、江東区観光協会を中心に官民連携のもと、新たな観光資源の開発にも取り組みます。また、本区の各エリアが持つ特徴的な観光資源を様々な媒体等を活用して国内外に広く発信し、誘客を図ります。さらに、豊洲市場や千客万来施設、オリンピック・パラリンピックのレガシーなど新たな観光資源との連携や、観光人材の養成・活用により、国内外の観光客に対するおもてなしの強化を図るとともに、近隣自治体等と連携した効率的・効果的な観光振興を進めます。

■ 現行の主な事業 ■

観光PR事業、観光シャトルバス運行事業、江東区観光協会運営補助事業、観光イベント事業

関連する個別計画

江東区観光推進プラン

施策ページ構成（案）

◎ともに支えあい、健康に生き生きと暮らせるまち

- 健康で安心して生活できる保健・医療体制の充実

16 母子保健の充実

目指す姿

全ての親と子に妊娠期から乳幼児期にわたる切れ目のない出産・子育て支援が行われ、妊産婦とその家族が安心して子どもを産み健やかに子育てできる環境が整っています。

施策実現に関する指標

指標名	指標の説明	現状値 2019 年度	目標値 2024 年度	対応する 取組方針
健診、相談支援、産前・産後支援等の母子保健サービスが充実していると思う乳幼児保護者の割合	母子保健サービスが「充実している」と回答した乳幼児の保護者の割合	**	**	代表指標
新生児・産婦訪問指導実施率	新生児・産婦訪問の対象者数に対する訪問者数の割合	**	**	取組 1
乳児（4か月児）健康診査受診率	乳児（4か月児）健診の対象者数に対する受診者数の割合	**	**	取組 2

現状と課題

【これまでの区の実績・現状】

- 江東区では、平成28年の母子保健法の改正に基づき、同年度から各保健相談所を「母子健康包括支援センター（子育て世代包括支援センター）」と位置づけ、専門職による妊婦面接や相談指導を行い、協力医療機関においてニーズに応じた多様な産後ケアを開始するなど、妊娠期からの母子の支援を充実してきました。
- 定期的な乳幼児健康診査や妊婦健康診査を実施し、子や妊婦、産婦、子育て家庭について健康や育児の状況などの確認を行い、早期からの保健相談・指導を行うとともに、必要に応じて、医療や療育へのつながりや子育て支援部署などと連携した対応を行っています。

【区を取り巻く状況・区の課題】

- 核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、相談相手がない、必要な情報が得にくいなど、孤立した子育てから、子育てへの不安や産後うつを訴える妊婦などへの対応が課題となっています。子育て支援や虐待予防の観点からも、妊娠期から乳幼児期にわたる母子保健施策のさらなる充実が必要です。出産時の母親の平均年齢の上昇傾向から、産後の育児支援について一層の充実が求められています。

施策ページ構成（案）

- ・ 新生児・産婦訪問指導や妊娠出産支援事業は、乳幼児の健やかな発育や産婦の子育てを支援するとともに、産後うつ質問票を用いた産後うつの発見や児童虐待の早期発見においても、果たす役割が大きくなっています。
- ・ 乳幼児健康診査や相談は、発育の遅れや疾病・障害の早期発見に大変重要な機会ですが、保健指導による育児支援や児童虐待の早期発見の場としても、その意義が大きくなってきています。
- ・ 江東区に住む在日外国人の出生総数は年々増加しており、訪問や相談対応などの多言語化をより一層図るなど、外国人も安心して子どもを産み、育てることができる環境の充実が求められます。

取組方針

1. 妊娠・出産・子育て等に関する不安の軽減

妊娠期から、産前産後、出産、子育て等に関する不安や疑問について、**外国人住民なども含め**、いつでも誰でもが、訪問や来所、電話などで、相談し支援を受けることができる体制を確立し、子育て家庭の不安の軽減を図ります。また、**保育所をはじめとする関係機関と連携し**、妊婦面接や指導、新生児・産婦訪問、産後ケアなど切れ目ない支援を充実して実施し、母子の健全な育成のための様々なニーズこたえ、安心して子育てできる環境を整えます。

■ 現行の主な事業 ■

妊娠出産支援事業、両親学級事業、新生児・産婦訪問指導事業、心の発達相談事業

2. 健康診査と相談機会の充実

妊婦や乳幼児が適切な時期に必要な健康診査や相談を受けられるよう受診勧奨を徹底し、発達の遅れや疾病・障害などを早期発見し、育児指導や療育・治療を行っていく体制をより確かにします。また、健康診査や相談時における、虐待などの子育て家庭の課題の把握に努めるとともに、子ども家庭支援センター等関連施設と連携し、継続した支援を行います。

■ 現行の主な事業 ■

乳児健康診査事業、一歳六か月児健康診査事業、三歳児健康診査事業、妊婦健康診査事業

関連する個別計画

江東区健康増進計画、江東区こども子育て支援事業計画

※母子健康包括支援センター（子育て世代包括支援センター）…妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援のために、相談・支援・関係機関との連絡調整等を包括的に行う拠点。平成28年改正母子保健法において、区市町村による設置が努力義務とされた。

◎ともに支えあい、健康に生き生きと暮らせるまち

- 健康で安心して生活できる保健・医療体制の充実

17 健康づくりの推進と保健・医療体制の充実

目指す姿

区民が正しい知識と情報を得て、自ら健康づくりに取り組める環境が整備されています。病気になっても、住みなれた地域で、安心して暮らし続けられるよう、必要な保健・医療サービスが受けられる体制が整っています。

施策実現に関する指標

指標名	指標の説明	現状値 2019 年度	目標値 2024 年度	対応する 取組方針
自分は健康だと思う区民の割合	「自分は健康であると思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した区民の割合	**	**	代表指標
65歳健康寿命	65歳の方が何らかの障害のために日常生活動作が制限されるまでの年齢の平均	**	**	取組1
この1年間でがん検診を受診した区民の割合	この1年間で何らかのがん検診を受診したと回答した区民の割合	**	**	取組2
かかりつけ医を持つ区民の割合	身近に安心して受診できる医療機関が「あると思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した区民の割合	**	**	取組3

現状と課題

【これまでの区取組・現状】

- 江東区では、平成30年度に策定した「健康増進計画（第二次）」「がん対策推進計画（第二次）」及び「食育推進計画（第三次）」に基づき、ライフステージごとに課題をあげ、関係課と連携しながら区民の健康づくりに取り組んでいます。
- 平成26年に昭和大学江東豊洲病院が開設され、災害、救急及び周産期の対応や地域の診療所等との連携強化を進めています。

【区を取り巻く状況】

- 江東区の健康寿命（65歳健康寿命・平成28年）は、男女ともに東京都の平均年齢より低く、男性は23区中16位、女性は13位となっています。
- 区民健康意識調査（平成29年度）では、健康に対する関心度は成人で8割以上と高いものの、自分の生活習慣を良いと思うと回答している区民は4割と、意識と行動に乖離があります。
- 本区の全がんの75歳未満年齢調整死亡率（平成28年）は、男性が23区中4位、女性が8位であり、他区に比較してがんの死亡率が高い状況です。
- 急速に変化する社会情勢や地域・社会とのつながりの希薄化などによるストレス・不安の増大に伴いうつ病などの精神的問題を抱える人が増え、区の自立支援医療制度（精神通院治療）の交付数が年々増加しています。
- 国は、「地域における医療・介護の総合的な確保を推進するための基本的な方針」を定め、自治体に在宅医療・介護連携の推進を求めています。

【区の課題】

- 平均寿命が世界有数の水準となり、生涯を通じて生き生きと健康的に暮らすことができる環境を整えることが重要です。具体的には、ライフステージに応じて食育の推進や生活習慣病の発症予防、生活習慣の改善などの健康づくりに取り組む必要があります。
- 区民が自ら健康のための行動をとるために、健康についての正しい情報発信や、実践に結びつくための支援を推進する必要があります。
- こころの健康対策として、睡眠や休養の必要性の理解や適切なストレスの対処などこころの健康の維持・増進を図る必要があります。
- がん対策として、「がんの予防」「がんとの共生」に取り組む必要があります。
- 地域包括ケアシステムの構築を進めるために、医療・介護などに従事する多職種の連携等、在宅療養を円滑に行える体制づくりを進める必要があります。

取組方針

1. 健康教育・相談支援体制等の充実

健康寿命の延伸を図るために、ライフステージに応じた健康づくりを推進し、区民が主体的に生活習慣の改善、生活習慣病の発症予防や重症化予防に取り組めるように、がん対策や食育の推進、運動・スポーツ習慣を含めた健康づくりの普及啓発や相談支援体制を整備します。また、こころの健康づくりに関する取組を充実させるとともに、関係機関と連携して自殺対策を推進します。

■ 現行の主な事業 ■

健康増進事業、がん対策推進事業、精神保健相談事業、自殺総合対策・メンタルヘルス事業

2. 疾病の早期発見・早期治療

各種がん検診及び健康診査の普及啓発を推進し、受診率向上に努め、区民が自らの健康状態を定期的に把握できるよう機会を提供します。また、各種検診データを分析し、健（検）診が適正に実施されているかを評価するなど健（検）診実施体制の充実に努め、疾病の早期発見・早期治療につながる取組を推進します。

■ 現行の主な事業 ■

がん検診事業、健康診査事業

3. 保健・医療体制の充実と連携の促進

区民が良質で適切な医療を受けられるよう、急性期・回復期から在宅医療に至るまでの切れ目のない医療連携体制を整備していきます。また、在宅医療に関するニーズに応えるため、かかりつけ医を普及し、医療機関及び介護事業者等との在宅医療・介護連携体制の構築に努めます。

■ 現行の主な事業 ■

土曜・休日医科診療・調剤事業、在宅医療・介護連携推進事業、医療相談窓口事業

関連する個別計画

江東区健康増進計画、江東区自殺対策計画

◎ともに支えあい、健康に生き生きと暮らせるまち

- 健康で安心して生活できる保健・医療体制の充実

18 感染症対策と生活衛生の確保

目指す姿

区民の生命や健康を脅かす感染症に対し、関係機関と連携した迅速で適切な対応により、発生・拡大が防止されています。また、生活衛生の確保が図られ、区民が快適で安全・安心に暮らせる環境が実現されています。

施策実現に関する指標

指標名	指標の説明	現状値 2019 年度	目標値 2024 年度	対応する 取組方針
「手洗い」「咳エチケット」などの感染症対策を実施している区民の割合	「手洗い」「咳エチケット」などの感染症予防行動を行っている区民の割合	**	**	代表指標
結核罹患率(人口10万人当たり)	保健所に新たに報告された結核患者数の、人口10万人に対する人数	**	**	取組1
予防接種接種率(麻しん・風しん1期)	予防接種(麻しん・風しん1期)の対象者数に対する接種者の割合	**	**	取組1
食品検査における指導基準等不適率	区内の食品営業施設(飲食店、菓子製造業等)から収去した食品等において、東京都指導基準等に違反する検体数が占める割合	**	**	取組2

現状と課題

【これまでの区の実績・現状】

- ・ 新型インフルエンザなど未知の感染症による健康被害に対し、江東区では平成26年に「江東区新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定するなど、発生時の対策について、医療機関や全庁的な体制を含む対応の強化に取り組んできました。
- ・ 結核やO157をはじめとする腸管出血性大腸菌感染症、乳幼児や高齢者施設等でのノロウイルス感染症など、既知の感染症について、区民への予防に関する普及啓発や発生時の迅速な対応を図るとともに、平成26年度に「予防接種ナビ」を開設するなど、こどもの定期予防接種の接種率向上に努めています。
- ・ 食品関係営業施設等への事前指導・監視指導を徹底し、指導基準等不適率を低水準にとどめるなど、生活衛生の確保に取り組んでいます。

【区を取り巻く状況・区の課題】

- ・ 既知の感染症について、予防接種の確実な実施など、その発生と蔓延を適切に防止することが求められています。特に、結核の罹患率は依然高水準であり、有症状受診についての啓発の徹底や医療機関での確実な診断、治療薬内服支援や接触者に対する対応などの対策が確実に行われる必要があります。

施策ページ構成（案）

- ・東京 2020 オリンピック・パラリンピックを契機とする外国人観光客の増加に伴って、感染症が国内へ持ち込まれ多様化すると想定されることから、感染症への速やかで的確な対応が必要です。
- ・国は、平成30年に食品衛生法の一部を改正し、原則として、全ての食品等事業者に、一般衛生管理に加え、HACCP*に沿った衛生管理の実施を求めています。
- ・「食の安全・安心」について区民の関心は高く、飲食店や販売店等への適正な対応のほか、食品の事故などによる健康被害を未然に防止するため、区民への正確な情報の提供と施設への監視の徹底が必要です。また、豊洲市場などの臨海部を中心として増加する食品・環境衛生営業施設や民泊などの新たな宿泊施設等へ一斉監視の実施による衛生指導など、適確な対応が求められています。

取組方針

1. 感染症対策の充実

定期予防接種の確実な実施により、感染症の発生・まん延を防止します。また、高齢者や外国人住民の増加など、区を取り巻く環境を的確に捉え、必要な人に必要な情報が届くよう周知啓発を強化するとともに、発生時対応を迅速に適切に実施します。特に結核に関しては、啓発の徹底や医療機関での確実な診断、治療薬内服支援や接触者に対する対応などの保健対策を確実に行います。さらに、新型インフルエンザ等、未知の感染症による健康危機に対応するため、関係機関との連携を十分に行い、発生時の対応体制をより確実にするとともに、区民への適切な周知や対応訓練の実施など、対応に万全を期します。

■ 現行の主な事業 ■

感染症対策事業、予防接種事業、結核健診事業

2. 生活衛生の確保

感染症や食中毒に対する予防とその被害の拡大防止のため、区民へ知識の普及や情報提供をより一層推進します。また、飲食店や販売店などの食品等事業者、HACCPに沿った衛生管理の導入に向けた個別相談や技術的支援を実施するとともに、豊洲市場を始めとする臨海部の食品営業施設について都との連携を図りながら、立入りによる監視指導を徹底し、食の安全を確保します。さらに、ホテルを始めとする環境衛生営業施設へも立入りし、公衆衛生上講ずべき措置を指導して、環境の安全を確保します。

■ 現行の主な事業 ■

食品衛生監視指導事業、環境衛生監視指導事業、食中毒対策事業

関連する個別計画

江東区新型インフルエンザ等対策行動計画、食品衛生監視指導計画

※HACCP（Hazard Analysis and Critical Control Point）とは…原材料の入荷から製品の出荷までの全工程の中で、食中毒菌汚染や異物混入等の危害を低減等させるための工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法

施策ページ構成（案）

◎ともに支えあい、健康に生き生きと暮らせるまち

- 誰もが自立し、安心して暮らせる福祉施策の推進

19 高齢者福祉の推進

目指す姿

高齢者が年齢に関わらず、生き生きと活躍できる社会が実現されています。合わせて、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が包括的に確保され、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく生活できる環境が整っています。

施策実現に関する指標

指標名	指標の説明	現状値 2019 年度	目標値 2024 年度	対応する 取組方針
生きがいや幸せを感じている高齢者の割合	「生きがいや幸せを感じる生活を送ることができていると思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した高齢者の割合	**	**	代表指標
地域活動や就労をしている高齢者の割合	何らかの地域活動や就労をしている高齢者の割合	**	**	取組1
地域包括支援センター（長寿サポートセンター）の活動内容を知っている区民の割合	地域包括支援センター（長寿サポートセンター）の活動内容を「知っている」と回答した区民の割合	**	**	取組2
地域の介護予防活動グループへの参加者数	地域の介護予防活動グループへ参加した区民の人数	**	**	取組2
認知症サポーター養成講座受講者数	認知症サポーター養成講座（キャラバン・メイト含む）を受講した区民の人数	**	**	取組2
特別養護老人ホームの待機者数	特別養護老人ホームへの入所申し込み者のうち、1年以上待機している高齢者の人数	**	**	取組3

現状と課題

【これまでの区取組】

- 江東区では、関係機関との協働により、高齢者自らの地域活動支援や健康づくり・介護予防への取組を推進してきました。
- 平成29年度には、地域包括支援センター（長寿サポートセンター）を、日常生活圏域ごとに区内21か所に拡充し、相談・支援体制の強化を図るとともに、認知症予防や介護予防を進めてきました。

【区を取り巻く状況】

- 高齢者のうち後期高齢者人口の増加傾向は続き、令和11（2029）年には67,172人に至ると推計されています。また、高齢者世帯のうちひとり暮らし高齢者世帯及び夫婦のみ世帯も増加していくことが見込まれます。
- 介護保険の認定者数は5カ年で1.3倍に増加しており、75歳以降の利用率は急増しています。
- 国は、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年を目途に、地域包括ケアシステム*の構築を目指すとしています。

【区の課題】

- 「人生100年時代」を迎え、住み慣れた地域でシニア世代（65～75歳）が生き生きと生活できる地域社会づくりが求められています。
- 令和11（2029）年の人口・世帯推計のもと、認知症高齢者の増加も見込まれ、日常生活圏域ごとの特性に合わせて、自立支援、認知症を含めた要介護状態の予防や重度化防止に積極的に取り組むことが重要です。
- その上で、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「江東区版地域包括ケアシステム」を構築していく必要があります。

施策ページ構成（案）

- ・特別養護老人ホームは、区内に 15 か所整備が完了していますが、平成 30 年 11 月末現在で入所待機者が 1,390 人となっており、更なる整備が必要です。

取組方針

1. 高齢者の活躍の場づくりや地域活動の促進

高齢者を福祉の対象と固定的に捉えるのではなく、社会参加の意欲がある高齢者が、その能力を十分に発揮できるようにしていきます。そのため、ハローワークとの連携強化やシルバー人材センターの機能強化により一人ひとりの状況に合わせた就業機会の提供や、ボランティア活動の支援など、それぞれのニーズに応じて高齢者が生きがいを持って活躍できる場を創出していきます。併せて、老人クラブや高齢者施設、社会福祉協議会などの活動を支援し、高齢者が住み慣れた地域で趣味や生涯学習、地域活動などを通じて、自分らしく生き生きと暮していける環境づくりを進めます。

■現行の主な事業■

老人クラブ支援事業、老人福祉センター管理運営事業、福祉会館管理運営事業、社会福祉協議会事業費助成事業、シルバー人材センター管理運営費補助事業

2. 地域包括ケアシステムの強化

地域包括支援センターを地域包括ケアシステムの中核的な機関とし、相談・支援体制の強化と介護予防及び認知症予防を推進し、合わせて認知症高齢者やその家族を支える地域づくりや早期診断・対応の体制整備を推進します。また、在宅療養を円滑に行うための医療・介護連携体制の構築を促進します。さらに日常生活の中で必要となる様々な生活支援サービスの充実を図るとともに、地域包括支援センターを広く周知し、高齢者自身が可能な限り自立しながら生活できるようサポートします。

■現行の主な事業■

介護予防・生活支援サービス事業、高齢者生活支援体制整備事業、地域包括支援センター運営事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、地域ケア会議推進事業、認知症高齢者支援事業、高齢者住宅設備改修給付事業、高齢者紙おむつ支給事業

3. 高齢者の生活の場の安定的確保

「高齢者地域包括ケア計画」に基づき、特別養護老人ホームや認知症グループホーム等の整備を推進し、特別養護老人ホーム等入所待機者を抑えるとともに、在宅での介護サービスの適切な利用により、本人の状況に応じて高齢者が望む場所で生活できるようにします。また、老朽化した介護施設の改修・改築等に当たっては、事業者に対して必要な支援を行っていきます。

■現行の主な事業■

特別養護老人ホーム等整備事業、認知症高齢者グループホーム整備事業

関連する個別計画

江東区高齢者地域包括ケア計画

*地域包括ケアシステム…高齢者が、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくために、病気の時の「医療」、「介護サービス」、「介護予防」、「住まい」、日常の困り事を解決するための「生活支援」といった必要な支援を適切に受けられる体制。

施策ページ構成（案）

◎ともに支えあい、健康に生き生きと暮らせるまち

- 誰もが自立し、安心して暮らせる福祉施策の推進

20 障害者福祉の充実

目指す姿

障害のある人もない人も、ともに支えあい、自己の意思決定に基づいて、地域で安心して暮らすことのできる共生社会が実現しています。

施策実現に関する指標

指標名	指標の説明	現状値 2019 年度	目標値 2024 年度	対応する 取組方針
障害者が社会参加しやすいまちだと思う区民の割合	障害者が地域活動やイベント等の社会活動に参加しやすい環境が「整っていると思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した区民の割合	**	**	代表指標
区の就労・生活支援センターを通じて一般就労した人数	区の就労・生活支援センター等を通じて一般就労につながった障害者数	**	**	取組 1
障害者グループホームの定員数	江東区内の障害者グループホームの定員数	**	**	取組 2

現状と課題

【これまでの区の実績】

- 江東区では、居住サポート等の新たな取組を行うほか、移動支援や意思疎通支援の拡充、就労定着支援など、障害者一人ひとりが地域で望む生活の実現に向けた支援に取り組んできました。

【区を取り巻く状況】

- 不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供について定めた障害者差別解消法が、平成 28 年 4 月に施行されています。
- 平成 30 年 4 月に法定雇用率が引き上げられ、障害者雇用義務の対象に新たに精神障害者が加わりました。また、令和 3（2021）年 4 月までには、法定雇用率がさらに引き上げられることとなっています。

【区の課題】

- 本区の障害者数は、精神障害者・知的障害者を中心に増加傾向にあります。また、障害の重度化・障害者や介護者の高齢化も進み、医療の発展により、医療的ケアが必要な方も増加しています。
- 発達障害のある子どもが増加傾向にあります。発達に心配のある子どもを早期に発見し、子どもやその家族への適切な支援につなげるため、さらなる児童発達支援事業所の整備や関係機関との連携など、支援体制を強化する必要があります。
- 就労・生活支援センターの充実やハローワーク等関係機関との連携強化による、ジョブマッチングや就労定着支援をより一層強化する必要があります。
- 障害の重度化・障害者や介護者の高齢化や親亡き後を見据えて、基幹相談支援センター等の設置による相談支援体制の強化、地域生活支援型入所施設やグループホームの整備など、障害者が安心して生活できるよう地域全体で支える地域生活支援拠点等を構築する必要があります。

取組方針

1. 障害者の自立・社会参加の促進

障害者が安心して心豊かに暮らすためには、社会全体の障害への理解が不可欠であることから、講座の開催等福祉教育を推進するとともに、**こどもから大人まで全世代への啓発・広報活動**に努めます。また、通所支援・就労支援等を通じて自立を支援するとともに、移動支援等による障害者の社会参加を促進するほか、保健や児童福祉等関連部署との連携強化によって適切にサービスを提供できる体制を構築します。これらの取組により、全ての区民が障害の有無にかかわらず、互いに人格や個性を尊重しながら共生する地域社会を実現します。

■ 現行の主な事業 ■

介護給付費等給付事業、障害者就労・生活支援センター運営事業、移動支援給付事業

2. 障害者施設の整備・充実

利用者ニーズを踏まえて、地域生活支援拠点等の整備を進めるとともに、施設への適切な支援を行い、障害者を地域で支える体制を構築します。また、老朽化した施設については計画的かつ効率的に改修・改築を実施します。さらに、発達に心配のあるこどもが早期に適切な支援を受けることができるよう通所支援施設等の整備を進めます。

■ 現行の主な事業 ■

障害者多機能型入所施設整備事業、障害児（者）通所支援施設管理運営事業、障害者福祉センター管理運営事業

関連する個別計画

江東区障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画

◎ともに支えあい、健康に生き生きと暮らせるまち

- 誰もが自立し、安心して暮らせる福祉施策の推進

21 地域福祉と生活支援の充実

目指す姿

誰もが、地域の福祉ネットワークにより、世代や分野を超えて丸ごとつながり、支えあいながら安心して暮らすことができる環境が整っています。また、適切な支援を通して、区民の自立した生活が進んでいます。

施策実現に関する指標

指標名	指標の説明	現状値 2019 年度	目標値 2024 年度	対応する 取組方針
身近に生活の相談をすることができる人がいる区民の割合	「日々の暮らしの中で、悩みや困り事などを、生活の相談をすることができる相手が身近にいますか？」の問いに対し、「いる」と答えた区民の割合	**	**	代表指標 取組 1
区が確保・育成した介護人材の人数	ボランティア登録者、及び介護従事者確保支援事業への参加者の累計	**	**	取組 2
江東区権利擁護センター「あんしん江東」における福祉サービス総合相談の件数	福祉サービスの利用相談、権利擁護相談、成年後見制度等に関する相談の件数	**	**	取組 3
生活保護受給世帯のうち「その他世帯」の就労率	生活保護受給世帯のうち「高齢者・母子・障害者・傷病者世帯」を除く「その他世帯」の就労率	**	**	取組 4

現状と課題

【これまでの区取組】

- ・江東区では、経済的な援助等を必要とする区民に対する相談支援・自立支援に取り組んできました。

【区を取り巻く状況】

- ・国は、地域共生社会の実現に向け、高齢者が住みなれた自宅や地域で日常生活を営むことができるよう地域包括ケアシステムの構築を推進してきました。
- ・団塊の世代が全て 75 歳以上になる令和 7（2025）年度に、介護職員が約 34 万人不足するとの推計を公表しており、これに対応するため、現在行われている人材確保策に加えて、さらなる処遇改善などを実施するとしています。
- ・成年後見制度利用促進基本計画に基づき、今後の施策目標を①利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善、②権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり、③不正防止の徹底と利用しやすさとの調和としています。

【区の課題】

- ・江東区でも、今後は、高齢者だけでなく障害者や子ども、生活困窮者等あらゆる住民を対象とし、福祉分野において、対象者別の縦割りから、家庭全体をサポートする包括的な支援体制の構築が求められています。
- ・介護人材の不足は喫緊の課題であり、区内の福祉サービス事業者が介護人材を確保するための支援策が必要となります。
- ・介護サービス、介護人材の質の向上や、退職後のシニア層が地域福祉の担い手として活躍できる場をつくることも必要です。
- ・成年後見区長申立件数、権利擁護センター相談件数ともに増加傾向にあるため、相談体制の充実を図るとともに、地域での見守り支援活動を推進する必要があります。
- ・高齢者等の虐待に関連する相談も増加しており、虐待の早期発見や関係者への相談支援体制の強化が必要です。
- ・要保護者や生活困窮者が自立した生活が送れるよう、更なる支援体制の強化が必要です。

取組方針

1. 地域を包括的に支援する体制の充実

地域共生社会※の実現に向け、高齢者・障害者だけでなく、子どもや生活困窮者、制度の狭間にいる生活上の困難を抱える方への包括的な支援体制を構築し、適切な支援を行います。そのため、社会福祉協議会のあり方を見直し、**社会福祉協議会や関係機関との連携を一層進めること**で、地域福祉の支援体制を強化します。また、行政内部の各部署、地域社会、行政と地域のそれぞれのつながり作りに努め、きめ細かな支援ができる体制を構築します。**さらに、ひとり暮らし高齢者等の社会的孤立を防ぐため、地域主体による見守り体制の構築を支援し、住民同士で支えあう活動の促進を図ります。**

■ 現行の主な事業 ■

社会福祉協議会事業費助成事業、**高齢者地域見守り支援事業**

2. 福祉人材・事業者の確保・育成と質の向上

福祉人材の確保・育成には、福祉の仕事を理解することが大切であり、そのために相談・面接会や介護従事職員への研修などを通じ、福祉人材の確保及び育成を支援します。また、シニア世代を含む福祉ボランティアの育成と活用を図ります。さらに、資格取得の支援など、新たな介護人材の確保に取り組みます。

■ 現行の主な事業 ■

介護従事者確保支援事業、ボランティアセンター運営費助成事業

3. 権利擁護の推進

福祉サービスの利用援助や金銭管理援助を行うとともに、成年後見制度に関する相談や利用の支援、高齢者・障害者等に対する虐待の防止や早期発見・対応を行い、権利擁護を推進します。また、これらの利用件数の増加が今後見込まれることから、後見人の育成や支援体制の充実を進めます。

■ 現行の主な事業 ■

権利擁護推進事業、高齢者・心身障害者・精神障害者区長申立支援事業、**高齢者・障害者虐待防止事業**

4. 健康で文化的な生活の保障

区民の最低生活を保障するとともに、生活保護受給者の状況に応じた支援を行い、日常生活、社会生活及び経済生活の自立助長を図ります。また、生活困窮者の自立支援については、一人ひとりの考えや価値観を尊重するとともに関係機関とも協調し、心身の状況等に応じた早期の包括的な支援を実施します。

■ 現行の主な事業 ■

生活保護事業、生活困窮者自立相談等支援事業、就労促進事業、生活自立支援事業

関連する個別計画

江東区高齢者地域包括ケア計画、江東区障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画

※地域共生社会…福祉の担い手と受け手という固定的な関係ではなく、住民誰もが相互に支えあい、また、高齢者、障害者、子ども、生活困窮者といった対象者ごとの「縦割り」を解消して、必要な方が一体的に支援を受けられる社会。

施策ページ構成（案）

◎住みよさを実感できる世界に誇れるまち

- 快適な暮らしを支えるまちづくり

22 計画的なまちづくりの推進

目指す姿

地域特性を活かし、安全性、快適性、利便性を備えたまちづくりを推進し、誰もが暮らしやすいまち、美しいまち並みを実現しています。

施策実現に関する指標

指標名	指標の説明	現状値 2019 年度	目標値 2024 年度	対応する 取組方針
地域の特色を活かしたまちづくりが進んでいると思う区民の割合	「地域の特色を活かしたまちづくりが進んでいる」について、肯定的な回答をする区民の割合	**	**	代表指標 取組1
まちづくり活動団体等の組織数	地域の維持・発展に資する活動を行っており、行政手続等を経たまちづくり団体の数	**	**	取組2
江東区のまち並みが美しいと思う区民の割合	「江東区のまち並みが美しいと思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した区民の割合	**	**	取組3
ユニバーサルデザインの理念を理解している区民の割合	ユニバーサルデザインという言葉だけでなく、その基本的な考え方を「理解している」と回答した区民の割合	**	**	取組4
やさしいまちづくり施設整備助成制度活用件数	やさしいまちづくり施設整備助成の総件数（年度）	**	**	取組4

現状と課題

【これまでの区取組・現状】

- ・江東区では、まちづくりの将来像の実現に向け、都市計画マスタープランに沿ったまちづくりを推進するとともに、ユニバーサルデザインへの意識啓発に取り組んできました。
- ・平成23年には豊洲グリーンエコアイランド構想、平成27年には江東区オリンピック・パラリンピックまちづくり基本計画を策定し、都や地域、事業者等とまちづくりを促進してきました。
- ・既成市街地でも、亀戸・大島地区等でまちづくり方針が策定され、大規模開発に向けた検討が進められています。

【区を取り巻く状況】

- ・東京都は「都市づくりのグランドデザイン」を踏まえ、臨海地域全体の都市づくりの方向性を示す「東京ベイエリアビジョン（仮称）」を策定するとしています。また、「2020年に向けた東京都の取組一大会後のレガシーを見据えて」を策定し、大会後に価値あるレガシーを残すための取組を推進するとしています。

【区の課題】

- ・オリンピック・パラリンピック開催の機会を活かし、国内外からの来訪者の滞在環境整備やまちの資源や特徴を活かした空間づくりなど区の魅力をより一層高める取組が必要です。
- ・市街地の拡大や土地利用転換の継続が当面見込まれることから、用途地域のあり方検討等を踏まえ、新たなまちづくり指針の策定が求められています。
- ・各地域の課題や特性を踏まえた、区民・事業者・地権者等の主体的な活動によるまちづくり、公共的空間の管理が求められています。

施策ページ構成（案）

- ・豊かな水辺や歴史ある景観資源が存在し、また、臨海部などに新たな都市空間などの特色を活かした多様な景観形成が必要です。
- ・ワークショップの開催や小学校への出前講座を推進することにより、ユニバーサルデザインの理念のさらなる普及が必要です。
- ・江東区やさしいまちづくり施設整備助成制度の活用件数を増やし、民間建築物のバリアフリー化を推進する必要があります。

取組方針

1. 計画的な土地利用の誘導

区を取り巻く社会経済情勢や土地利用の変化に的確に対応するため、都市の将来像を定めた新たな都市計画マスタープランを地域特性等を踏まえて改定し、計画的なまちづくりの進捗状況の数値化（見える化）を推進します。また、オリンピック・パラリンピックのレガシーを交通網整備などの**南北都市軸の強化により、臨海部のみならず区内全域に展開**し、その効果を観光・交流だけでなく、産業、文化の発展につなげていきます。

■ 現行の主な事業 ■

都市計画審議会運営事業、都市計画調整事業、都市計画マスタープラン改定事業

2. 区民とともに進めるまちづくり

地区の課題や特性を踏まえた適切な都市施設の配置や地区計画の策定など、区民・事業者と協働し、都市計画手法の活用を推進・誘導することにより、都市計画マスタープランに示す将来都市像の実現を図ります。また、区民・事業者・地権者等による主体的活動（エリアマネジメント）に対して支援を行い、地域の実情に即したまちづくりを支援・推進します。

■ 現行の主な事業 ■

まちづくり推進事業、水彩都市づくり支援事業、環境まちづくり推進事業

3. 魅力ある景観形成

景観計画に基づいて魅力ある景観の形成を促進するため、専門家等の意見を反映し、水辺や緑、歴史的資源などとの調和を図り、より質の高いまち並みの創出を誘導します。また、**景観形成区民団体を支援することで地域特性を活かした景観創出**に努めます。

■ 現行の主な事業 ■

都市景観形成促進事業、屋外広告物許可事業、違反屋外広告物除却事業

4. ユニバーサルデザインの推進

年齢・性別・国籍の違いや、障害の有無その他の事情によって分け隔てられることなく共生する社会を実現するため、区民・事業者の参加によるワークショップの開催等、意識啓発の取組により心のユニバーサルデザインを推進します。また、民間建築物のバリアフリー化への支援等、ユニバーサルデザインの考えに基づくまちづくりを進めます。

■ 現行の主な事業 ■

ユニバーサルデザイン推進事業、ユニバーサルデザイン整備促進事業、だれでもトイレ整備事業

施策ページ構成（案）

◎住みよさを実感できる世界に誇れるまち

- 快適な暮らしを支えるまちづくり

23

良好な住宅の形成と住環境の向上

目指す姿

多様なライフスタイルやライフステージに応じて住み続けられる、快適で安心な住まいづくりが広がっており、地域と調和の取れた住環境が実現されています。

施策実現に関する指標

指標名	指標の説明	現状値 2019 年度	目標値 2024 年度	対応する 取組方針
住環境に満足している区民の割合	居住している住宅の周辺環境について「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した区民の割合	**	**	代表指標
お部屋探しサポート事業の成約件数	高齢者、障害者、ひとり親を対象に賃貸物件の空き室情報等を案内しているお部屋探しサポート事業を利用し成約した件数	**	**	取組 1
歩道状空地の整備（延長/面積）	江東区マンション等の建設に関する条例に基づき整備された歩道状空地の接道延長及び面積について、工事完了時点で集計した数値	**	**	取組 2
適正な維持管理をしている分譲マンションの管理組合数	東京都の「マンションの適正な管理の促進に関する条例」に基づき、届出をした適正な維持管理する分譲マンションの管理組合数	**	**	取組 2

現状と課題

【これまでの区取組・現状】

- 江東区では、区営住宅の計画的な修繕により安全な住宅を維持するとともに、マンションの建設指導を通じて良好な住環境の向上と小中学校の収容対策、保育所の整備等を図ってきました。
- 平成 30 年 10 月には「マンション等の建設に関する条例」を改正し、多様な世代・世帯が交流できるマンションの誘導及び公共施設や生活利便施設などを確保することで、より良好な住環境の向上を図っています。

【区を取り巻く状況】

- 国は、平成 28 年 3 月に「住生活基本計画」を策定し、若年・子育て世代や高齢者が安心して暮らすことができる住生活の実現を目指しています。また、「マンションの管理の適正化に関する指針」を改定し、高齢化等を背景とした管理組合の担い手不足等の課題に対して、地方自治体に相談体制の充実等を求めています。
- 東京都は、平成 28 年 3 月にマンションの適正な管理の促進と老朽マンション等の再生の促進を柱とした「良質なマンションストックの形成促進計画」を策定しました。また、平成 31 年 4 月に「東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例」を施行し、行政や管理組合、事業者等の責務・役割の明確化とともに、管理状況に応じた支援等を行うとしました。

【区の課題】

- ・高齢者等の住宅困窮者に対する住宅施策の充実を図るため、江東区居住支援協議会を通じた住宅関連事業者とのさらなる連携が必要です。
- ・区営住宅の建替えを視野に入れた効率的かつ円滑な更新や、バリアフリー化等住宅性能の向上が課題となっています。
- ・本区の住宅の約 88%は共同住宅であり、管理状況の届出が必要なマンション等既存住宅の適正な維持・管理、大規模修繕や改修の促進、老朽化した住宅の耐震化や建替えなど、住まいの安全・安心の確保に向けた取組が必要となっています。
- ・民間マンション等の良好な維持管理や長寿命化と円滑な管理組合の運営が図られるよう、居住者の高齢化等を踏まえ、マンション管理組合等に対する支援の着実な推進が必要です。

取組方針

1. 多様なニーズに応じた住宅確保の支援

高齢者、障害者、ひとり親世帯をはじめとした住宅困窮者へ住宅情報を提供するため、居住支援協議会を通じて、福祉部門や住宅関連事業者との連携をさらに強化し、お部屋探しに向けた仕組みづくりに取り組みます。また、**今後増加が予想される単身高齢者に対する公営住宅の入居者募集や民間賃貸住宅への円滑な入居支援を充実**させます。さらに、区営住宅等の計画的な修繕や建替えを視野に入れた効率的かつ円滑な更新を行うことにより建物の長寿命化を図るとともに、バリアフリー化等の住宅性能の向上を目指します。

■ 現行の主な事業 ■

区営住宅維持管理事業、区営住宅改修事業、お部屋探しサポート事業

2. 良好な住環境の支援・誘導

新たなマンション建設条例に基づき、多様な世代・世帯が交流できるマンション建設の誘導や歩道状空地の確保など、より良い居住環境を推進します。また、老朽化した分譲マンションをはじめ区の居住形態の中心となるマンションの管理状況を把握し、助言や必要に応じた指導をするとともに、セミナーや相談会等の啓発・相談事業の充実に取り組みます。さらに、アドバイザー派遣やマンション計画修繕調査費用助成等の支援事業を実施することで、住居の計画的な大規模修繕やリフォームを誘導します。

■ 現行の主な事業 ■

マンション管理支援事業、マンション計画修繕調査支援事業、マンション等建設指導・調整事業

関連する個別計画

江東区住宅マスタープラン

施策ページ構成（案）

◎住みよさを実感できる世界に誇れるまち

- 快適な暮らしを支えるまちづくり

24 便利で安全な道路・交通網の整備

目指す姿

道路環境の整備、公共交通網の充実、交通安全意識の普及啓発などが図られ、全ての人にとって利便性・安全性・快適性の視点が入り入れられた交通環境が整備されています。

施策実現に関する指標

指標名	指標の説明	現状値 2019 年度	目標値 2024 年度	対応する 取組方針
区内の移動環境に対する 区民の満足度	区内の交通網や道路環境等に満足している 区民の割合	**	**	代表指標 取組 3
無電柱化道路延長（区道）	無電柱化道路（区道）の整備延長	**	**	取組 1
区内で発生した交通事故 件数（自転車）	区内で発生した自転車の関与する交通事故 発生件数	**	**	取組 2
区内で発生した交通事故 件数（高齢者）	区内で発生した高齢者の関与する交通事故 発生件数	**	**	取組 2

現状と課題

【これまでの区の実績・現状】

- 江東区では、橋梁の長寿命化を計画的に進めるとともに、高齢者や障害者も含め安全・快適な道路を目指しバリアフリー化や緑化、無電柱化にも取り組んできました。
- 平成 28 年 3 月に策定した「江東区自転車利用環境推進方針」のもと、自転車ルール・マナーの普及啓発の促進「まもる」、自転車通行空間の整備「はしる」、自転車駐車場の整備、放置自転車対策の推進「とめる」に取り組み、安全・快適な道路空間の確保を推進してきました。また、コミュニティサイクルの実証実験に取り組み、区内 10 区での相互乗り入れが可能となり、通勤・通学・観光等に活用されています。

【区を取り巻く状況】

- 平成 28 年 4 月、国は、「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について（答申）」において、「東京 8 号線の延伸（豊洲～住吉）」を「国際競争力の強化に資する鉄道ネットワークのプロジェクト」に位置付けています。また、平成 30 年度に設置した「東京圏における国際競争力強化に資する鉄道ネットワークに関する検討会」において、改めて地下鉄 8 号線の事業性を確認しています。
- 都においても、平成 30 年度に鉄道新線建設等準備基金を設置し、地下鉄 8 号線の事業スキームの構築に向け、主体的に関係者との協議・調整を進めています。

【区の課題】

- 現在区が管理している橋梁のうち架設後 50 年以上が 36.6%に達しており、今後橋梁の老朽化が進むことが懸念され、橋梁長寿命化修繕計画に基づいた修繕が必要です。
- 災害時における電柱倒壊などの懸念から、今後も道路の無電柱化が必要とされるとともに、安全で快適な歩行空間確保のため、バリアフリーの推進も必要です。
- 区内の交通事故発生件数、23 区の交通事故件数及び死者数は減少傾向にあるものの、高齢者の死傷者数の割合は高く、また、自転車による事故では、全国的に加害・被害ともに増加傾向にあるため、道路等

施策ページ構成（案）

の安全性とともに、区民の安全意識の向上も課題となっています。

- ・コミュニティサイクル利用促進のため、ポートの充実や関係者との調整を図る必要があります。
- ・区の南北を結ぶ交通網の利便性を高め、南北の人的交流を活発にするために、地下鉄8号線（有楽町線）の延伸は必要不可欠であり、早期事業化を目指し、国や東京都、東京メトロ等と具体的な調整を進める必要があります。また、バス路線など交通ネットワークの充実が必要です。

取組方針

1. 安全で快適な道路の整備

橋梁の長寿命化及び道路の無電柱化を計画的・効率的に推進するとともに、バリアフリー化や環境負荷の低減に配慮した安全で快適な道路環境を、国や都との連携により創出します。また、老朽化した街路灯等の改修を計画的に進めるとともに、道路環境の保全を目的に維持管理を進めます。さらに、道路と公園・河川などとの一体整備や新たな土地利用転換による道路新設などにより、区内道路網の安全性・快適性の充実を図ります。

■ 現行の主な事業 ■

橋梁改修事業、道路改修事業、仙台堀川公園周辺路線無電柱化事業、橋梁維持管理事業、街路灯改修事業

2. 安心を実感できる交通環境の整備

自転車駐車場の整備や放置自転車の撤去、自転車利用環境の充実や、コミュニティサイクルの促進を図ることにより、安全かつ快適な交通環境を確保します。また、「江東区自転車利用環境推進方針」に基づき、こどもから高齢者まで幅広い層に交通安全教育を実施することにより、自転車利用者等のルール、マナーの徹底を図ります。さらに、自転車通行空間の整備を進めることにより、駐車ルールや運転ルールの徹底、マナーの向上を図り、秩序ある安全で快適な自転車利用環境を構築していきます。

■ 現行の主な事業 ■

交通安全普及啓発事業、放置自転車対策事業、自転車駐車場管理運営事業、自転車通行空間整備事業、コミュニティサイクル推進事業

3. 公共交通網の充実

区の南北交通の利便性を高め、南北の人的交流を活発にするため、区の都市軸上にある地下鉄8号線（豊洲一住吉間）の早期事業化を実現します。国や東京都、東京メトロ等と費用負担のあり方や事業主体の選定等について合意形成を進めていきます。また、区民の移動実態やニーズの変化に合わせ、交通ネットワークの充実に取り組みます。

■ 現行の主な事業 ■

地下鉄8・11号線建設促進事業、地下鉄8号線建設基金積立金、江東区コミュニティバス運行事業

関連する個別計画

江東区橋梁長寿命化修繕計画、東京8号線（豊洲～住吉間）整備計画、江東区無電柱化推進計画

施策ページ構成（案）

◎住みよさを実感できる世界に誇れるまち

- 安全で安心なまちの実現

25 災害に強い都市の形成

目指す姿 地震や火災、洪水や集中豪雨などの各種災害に強いまちが実現しています。

施策実現に関する指標

指標名	指標の説明	現状値 2019 年度	目標値 2024 年度	対応する 取組方針
災害に強いまちづくりが進んでいると思う区民の割合	災害に強いまちづくりが進んでいると思うかという問いに対し肯定的な回答をした区民の割合	**	**	代表指標
耐震化されていない特定緊急輸送道路沿道建築物の棟数	区内の特定緊急輸送道路沿道建築物のうち、耐震性を満たさない建築物の棟数	**	**	取組 1
北砂三・四・五丁目における公共施設（道路・広場（公園）等）の整備面積	北砂三・四・五丁目地区まちづくり方針にもとづく防災生活道路（6m以上）の整備面積及び広場（公園）等の整備面積	**	**	取組 1
江東区洪水ハザードマップを見たことがあり、自宅周辺の状況を理解している区民の割合	江東区洪水ハザードマップを見たことがあり、自宅周辺の状況を『理解している』と回答した区民の割合	**	**	取組 2

現状と課題

【これまでの区の実績・現状】

- 江東区では、学校等の区立施設の 100%耐震化や民間建築物の耐震化促進、中央防災倉庫等の整備等により、災害対策の強化を図ってきました。また、北砂三・四・五丁目地区においては、平成 26 年度より新防火地域・防災再開発促進地区指定及び「老朽建築物等の適正管理に関する条例」制定や、2,200 件の老朽建築物全戸訪問など、不燃化特区推進事業を着実に進め、平成 30 年には「北砂三・四・五丁目地区まちづくり方針」を策定しました。
- 江東区を含む荒川流域 5 区と「江東 5 区広域避難推進協議会」を立ち上げ、大規模水害時における広域避難の具体化を進めています。

【区を取り巻く状況】

- マグニチュード 7 クラスと推定される首都直下地震は、30 年以内に 70%程度の確率で発生すると予測されています。
- 台風や集中豪雨による浸水災害はいつ直面するか予測が難しく、全国で被害が相次いでいます。
- 江東区は、沖積層という軟弱地盤のいわゆる江東デルタ地帯に位置し、地盤が低く内部河川も多いため、災害に弱い地域とされています。

【区の課題】

- 首都直下地震等で想定される被害を最小限に抑えるためには、さらなる建築物の耐震化・不燃化の促進や救出・救護態勢の確立など総合的な視点からの対策を進めていく必要があります。
- 木造住宅密集地域の解消に向け、「北砂三・四・五丁目地区まちづくり方針」に基づき、道路・広場（公園）等の基盤整備や地区計画の策定、老朽建築物除却等の着実な推進が必要です。
- 河川・運河に関しては、護岸等の耐震対策を進めることにより、最大級の地震が発生した場合においても、それらの機能を保持し、高潮等による浸水を防止することが求められています。

取組方針

1. 耐震・不燃化の推進

「江東区耐震改修促進計画」に基づき、助成事業の普及啓発を進め、災害時における支援物資の円滑な輸送に資する緊急輸送道路沿道建築物をはじめ、住宅など民間建築物の耐震化を促進します。また、細街路の拡幅整備を進め、消防活動並びに避難動線の確保に努めます。さらに、北砂三・四・五丁目地区では、木造住宅密集地域の解消に向け、「北砂三・四・五丁目地区まちづくり方針」に基づく取組を着実に推進し、特に不燃化に資する道路・広場等を整備していきます。また、**不燃領域率の低いその他の木造住宅密集地域については、不燃化まちづくりに対する啓発活動などを継続**していきます。

■ 現行の主な事業 ■

民間建築物耐震促進事業、細街路拡幅整備事業、不燃化特区推進事業

2. 水害対策の推進

高潮や荒川の洪水、集中豪雨等による水害を防ぐため、雨水貯留施設・浸透施設の設置の推進や、堤防・水門等の耐震・耐水対策、下水道幹線整備の早期実現を関係機関に働きかけを行うとともに、平常時から水門・排水機所等の適切な維持管理に努めます。また、水防訓練の着実な実施とともに、「江東5区広域避難推進協議会」をはじめとして様々な関係機関と連携し、浸水被害を最小限にとどめるための減災対策の強化と大規模水害対策を推進していきます。さらに、区民への啓発として、各種ハザードマップなどにより水害対策を周知します。

■ 現行の主な事業 ■

水防対策事業、河川維持管理事業、水門維持管理事業、排水場維持管理事業

関連する個別計画

江東区地域防災計画、江東区耐震改修促進計画、北砂三・四・五丁目地区まちづくり方針

◎住みよさを実感できる世界に誇れるまち

- 安全で安心なまちの実現

26 地域防災力の強化

目指す姿

自助・共助・公助の取組により、個人の防災対策や地域における防災活動が促進されるとともに災害時の救助救援体制等が確立され、地域防災力が強化されています。

施策実現に関する指標

指標名	指標の説明	現状値 2019 年度	目標値 2024 年度	対応する 取組方針
家具などの転倒防止策を行っている区民の割合	家庭内で実施している防災対策のうち、家具などの転倒防止策を行っている区民の割合	**	**	代表指標 取組 1
災害協力隊の数	町会や自治会・マンション管理組合等を母体に結成された自主防災組織（江東区では”災害協力隊”と命名）の数	**	**	取組 2
区が備蓄している物資のうち避難所生活者分の食料	都の被害想定における区の最大避難所生活者の一日分（3食）に帰宅困難者数の一食分を合わせた数	**	**	取組 3

現状と課題

【これまでの区取組・現状】

- ・江東区では、2つの震災の教訓をふまえた各地区の防災訓練を毎年積み重ねるとともに、防災無線の拡充及び防災マップアプリの配信等に取り組み、防災都市江東の実現を目指してきました。
- ・学校・区・各地域の災害協力隊等で構成する「学校避難所運営協力本部連絡会」を定期的で開催し、平常時より災害時の体制を検討・共有することで、拠点避難所を中心とした地域連携体制の強化に努めています。

【区を取り巻く状況】

- ・平成26年版防災白書において、東日本大震災等の大規模広域災害の発災時には、行政による全ての被災者への迅速な支援が困難なこと、行政自身が被災して機能が麻痺するような場合があることが明確になったことから、公助の限界について指摘されています。
- ・平成25年の災害対策基本法改正により、災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障害者などの要支援者の名簿（避難行動要支援者名簿）を作成することが区市町村に義務付けられています。

【区の課題】

- ・防災対策を推進するにあたっては、公助のみならず、自助・共助の必要性を、全ての区民が認識することが重要であるため、防災に関する啓発活動等を通じて、区民の防災意識を高めることが重要です。
- ・自主防災組織（災害協力隊）の母体となる町会や自治会活動が高齢化等の要因により担い手不足の傾向にあり、共助力の源である地域コミュニティの活性化が課題となっています。
- ・高齢化等に伴う避難行動要支援者名簿への登録者数の増加により、個別計画の作成・更新を行う災害協力隊等の負担増が課題となっています。
- ・区では想定される避難所生活者数の1日分の食料や応急資機材等を区内24か所の防災倉庫や各区立小中学校の備蓄倉庫に確保していますが、避難者の特性に合わせた備蓄物資等の検討や保管場所の確保など実

施策ページ構成（案）

態に即した備蓄の配備体制や輸送体制を構築することが必要です。

- ・国内外からの来訪者の増加に伴い、災害時の情報伝達手段の多様化が必要です。
- ・災害時に必要となる救援物資や人材を確保するため、他の自治体や医療機関、企業等との連携も求められています。
- ・福祉避難所やボランティア活動体制のあり方について、さらなる検討が必要な状況です。

取組方針

1. 防災意識の向上

江東区総合防災訓練（地域訓練）への参加を促進するとともに、訓練内容の充実に努め、区民の防災意識の向上を図ります。また、区ホームページや SNS を活用した情報発信のほか、「防災マップ」等各種パンフレット類の作成・配布、「防災アプリ」の配信等様々な媒体・手法を用いて、防災に必要な知識や準備を広く在勤（学）者・来訪者・外国人も含め周知し、**自助力の向上を図ります。**さらに、**首都直下地震発生時に最も懸念される家屋や家具等による圧死から各人が命を守れるよう、家具の転倒防止対策など、生存率を高める取組を働きかけていきます。**

■ 現行の主な事業 ■

危機管理啓発事業、危機管理訓練事業、災害情報通信設備維持管理事業

2. 地域の防災活動・救助救援体制の強化

学校避難所運営協力本部連絡会を拠点とする地域の実情に即した災害時の体制の強化を図り、**共助力の向上を図ります。**また、災害協力隊の新規設立に向けた啓発活動を実施するとともに、活動に対する支援や自主防災訓練への区民参加を促進し、地域の防災意識及び技術の向上を図ります。**特に災害協力隊については、町会等への加入率の低下や高齢化の進む現状を踏まえ、マンション管理組合を母体とした隊の結成を働きかけていきます。**さらに、避難行動要支援者名簿と個別計画の作成・更新の推進及び災害時の医療体制の整備など、避難支援体制を強化していきます。

■ 現行の主な事業 ■

民間防災組織育成事業、地区別防災カルテ推進事業、危機管理訓練事業

3. 災害対応力の向上

乳幼児連れ家族や高齢者等の要配慮者への配慮や、質を考慮した備蓄食料、生活必需品、資機材の充実等避難所の環境整備に努めるとともに、様々な災害を想定し、避難行動や救助救援等に必要な資機材等の整備を行います。また、南部地域ほか駅前の帰宅困難者対策や多言語化・手段の複線化なども含めた**災害情報伝達手段の強化などを進めていきます。**さらに、他の自治体や医療機関との連携や、企業等との**防災協定の締結、福祉避難所やボランティア活動体制の整備等、防災体制の強化を進めていきます。**

■ 現行の主な事業 ■

災害対策資機材整備事業、備蓄物資整備事業、拠点避難所公衆無線 LAN 維持管理事業

関連する個別計画

江東区地域防災計画

施策ページ構成（案）

◎住みよさを実感できる世界に誇れるまち

- 安全で安心なまちの実現

27 犯罪のないまちづくり

目指す姿 区民、区、関係機関が連携・協力して、犯罪被害のないまちを実現しています。

施策実現に関する指標

指標名	指標の説明	現状値 2019 年度	目標値 2024 年度	対応する 取組方針
治安が「良い」または「どちらかといえば良い」と思う区民の割合	江東区の治安が良いと思うかとの問いに対し「良い」または「どちらかといえば良い」と回答した区民の割合	**	**	代表指標
区内刑法犯認知件数	警視庁発表の資料に基づく、区内の刑法犯認知件数	**	**	取組 1
消費者教育に関する講座の実施回数	消費者啓発を目的として消費者センターが実施する講座の回数	**	**	取組 2

現状と課題

【これまでの区の実績・現状】

- 江東区では、安全安心メールの配信や防犯パトロール団体への資機材支給、町会等地域団体に対する街頭防犯カメラの設置費助成等を実施し、地域防犯力の強化に努めています。

【区を取り巻く状況】

- 刑法犯の発生件数は減少傾向にありますが、「振り込め詐欺」をはじめとする特殊詐欺による被害や原野商法、送りつけ商法などの消費者被害は後を絶ちません。特に、高齢化の進展に伴い、高齢者を狙った特殊詐欺被害は年々増加しています。
- 本区の区民アンケートでは、治安対策に関する要望は依然として高く、治安に対する不安は解消できていない状況にあります。
- 本区の消費者センターの相談件数は10年間で2,391件から2,964件と増加しており、近年通信サービス利用料に関する相談内容が増加しています。

【区の課題】

- 区民の不安感を払拭し安全・安心な生活を確保するには、区民一人ひとりの防犯に対する心がけと、地域ぐるみの防犯対策の強化が必要です。しかし、地域におけるパトロール団体の担い手の高齢化等により、自主防犯パトロール活動の停滞が懸念されています。
- 事後的な消費者被害への対応のみでなく、被害に遭わない、合理的な意思決定ができる消費者を育成できる消費者教育の推進が重要です。

取組方針

1. 防犯意識の醸成と地域防犯力の向上

特殊詐欺被害防止をはじめとする防犯に対する啓発を進め、個々の防犯意識の向上を図ります。また、防犯ボランティアリーダー研修会の開催のほか、区民・金融機関などの企業等への一層の啓発活動や、街頭防犯カメラの設置促進や防犯パトロール団体への支援を行い、地域における防犯の取組を一層推進します。さらに、江東区青色パトロールカーでのパトロール活動など防犯の目として区民を守る取組とともに、警察など関係機関との連携を強化し、地域全体で犯罪を寄せ付けない地域づくりを進めます。

■ 現行の主な事業 ■

生活安全対策事業

2. 安全で安心な消費生活の実現

消費者被害のない社会を実現するため、東京都や他の専門機関と連携し、区民がいつでも安心して相談できる体制を確立します。また、被害を未然に防ぐために様々な媒体・手法を活用し、具体的で有用な情報を速やかに発信するとともに、学校や事業者団体等と連携しこどもから高齢者まで世代に応じた消費者教育の充実に努めます。

■ 現行の主な事業 ■

消費者情報提供事業、消費者相談事業

◎計画の実現に向けて

実現 I **開かれた区政と区民の参画・協働の実現**

取組目標	区民が必要とする情報を分かりやすく公開し、透明性と公正さを兼ね備えた区政運営を行うことにより、区民、NPO、ボランティア、 大学 、事業者等地域の多様な主体と区が連携し、それぞれの特色や強みを発揮しながら、地域の課題を解決していきます。
------	---

現状と課題

【これまでの区取組・現状】

- 江東区では、情報公開制度及び個人情報保護制度の適正な運用を図るとともに、積極的な情報提供と公開により透明性の高い区政を推進してきました。また、区報の全戸配布や区ホームページの全面リニューアル、SNSの導入など、きめ細かで分かりやすい区政情報の発信に努めてきました。
- 各分野の審議会や協議会、計画策定など政策形成過程への区民参画を推進し、区民の声が反映される区政運営に取り組んできました。また、地域の課題が多様化・複雑化する中、「江東区における区民協働推進に関する基本的考え方」に基づき、職員の意識改革や協働事業提案制度等の活用による協働事業を展開し、行政と住民、NPO、事業者などの多様な主体が協働により、それぞれの強みや特色を活かした公共サービスを展開しています。**さらに、区内にキャンパスを持つ5つの大学と連携事業を行い、各大学の持つ人的・知的資源を活用しながら、地域課題の解決に取り組んでいます。**

【区を取り巻く状況・区の課題】

- 区民が必要とする情報を手軽に入手できるよう、全戸配布を行っている区報のほか、近年急速に普及したSNSなど、新たな多様な媒体により、効果的に区政情報を発信していく必要があります。
- 誰もが区の政策を十分に分析・判断できるよう区の保有データを二次利用可能な形式で公開することにより、区民参画・協働の広範な主体による公共データの活用を促進し、新たな公共サービスの創出や充実を図っていく必要があります。
- パブリックコメントや各種アンケート調査、審議会等への区民参加を通じて、区民意見を区政に反映していますが、幅広い年代の区民と意見交換できる機会の拡充など、引き続き、区民の意見を活かした区政運営を進める必要があります。
- 「協働事業提案制度」や江東区コミュニティ活動支援サイト「ことこみゅネット」の運用により、協働の取組を進めていますが、**各主体をつなぐネットワーク構築など**さらなる環境整備や各活動主体への支援が必要です。

施策ページ構成（案）

◎現状・取組状況

項目	項目の説明	30 年度
1日当たりの区ホームページアクセス件数	1日当たりの区ホームページアクセス件数	
オープンデータのセット数	区が区民、事業者等に広く無償で提供する公共データの категория数	
区長への手紙取扱件数	区長への手紙（区へのご意見）取扱件数	
公募による区民参加を行っている審議会・協議会の割合	公募による区民参加を行っている審議会・協議会の割合	
協働事業の提案数及び採択数	「協働事業提案制度」における事業提案件数及び採択件数	

取組方針

1. 開かれた区政運営による透明性の向上

区政に関する情報を、多様な媒体を活用し、区民それぞれのライフステージに応じて分かりやすく発信・公開していくとともに、区民の声を聴く広聴活動をより一層充実させます。また、**情報セキュリティ対策を構築したうえで**オープンデータ※を活用し、官民連携による調査・分析や課題解決、新たな施策の創出を図ります。さらに、区民による積極的な情報利用に向け、公文書等のより一層適切な管理と、情報公開・個人情報保護制度の適正な運用を図ります。

2. 区民参画と協働の推進

各分野の計画や方針策定、事業執行、事業評価の各段階において、幅広い世代の区民参画を働きかけるとともに、区民会議等の場を充実し、区民の意見を区政運営に活かしていきます。また、事業委託、事業協力その他あらゆる形態での協働を推進し、多様化・複雑化する地域課題について**区民、NPO、大学、事業者等、地域の多様な主体**と官民連携で解決していくとともに、協働の担い手である人材の育成や**各主体同士のネットワーク構築**など、団体活動の活性化に向けた取組を推進します。

※オープンデータ…誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工・編集・再配布等）できるよう公開されたデータ。営利・非営利を問わず二次利用が可能で、機械判読に適し、無償で利用できる。

◎計画の実現に向けて

実現Ⅱ 効率的な区政運営と職員の育成

取組目標

人口増加やまちの変化に伴い区民ニーズが多様化・複雑化する中であっても、未来を着実に捉え、効率的な区政運営を推進します。また、区民にとって便利で質の高いサービスを提供します。

現状と課題

【これまでの区取組・現状】

- 江東区では、外部評価を取り入れた行政評価を活用し、施策の改善や新たな施策の創出のほか徹底した事務事業の見直しに取り組んできました。また、「行財政改革計画」のもと、指定管理や業務委託など民間活力の積極的な活用や定員適正化を推進するとともに、様々な業務に情報システムを導入し、業務の効率化や区民サービスの向上を図ってきました。さらに、「江東区人材育成基本方針」のもと、職員一人ひとりの意欲を高め、その能力を最大限に発揮できるよう人材育成に取り組み、併せて機動的な組織・機構の見直しも進めてきました。
- 夜間・日曜窓口や窓口業務の委託化などの区民ニーズに沿った改善を図るとともに、人口急増の著しい豊洲地区では豊洲特別出張所を設置するなど窓口サービスの向上に取り組んできました。

【区を取り巻く状況・区の課題】

- 国では 2040 年に高齢者人口がピークを迎えると予測され、少子化による急速な人口減少も踏まえた持続可能な社会づくりが喫緊の課題となっていますが、本区では当面は人口増と高齢者や単身世帯の増加が見込まれ、他の自治体にはない区政運営が求められています。
- あらゆる分野での労働力不足が顕在化する中、質の高い行政サービスを持続可能な形で提供し続けていくため、業務改善や新たな ICT 手法の導入、一層の民間活力の活用、職員定数の適正化に留意した上での機動的な組織体制の整備など、効率的な行政運営が求められています。
- 多くの方が訪れる区役所や出張所等の窓口では、迅速で利便性の高い窓口サービスの提供が求められています。
- 道路・橋りょう等のインフラ資産や公共施設の老朽化が進行しており、今後 30 年間の修繕・更新に係る経費を約 4,740 億円と見込んでいます。今後の区財政に与える影響が非常に大きいため、人口動態や区民ニーズの変化を捉え、計画的に更新・長寿命化・統廃合等を行っていく必要があります。
- 全ての職員が健康で生き生きと働き、その能力を最大限発揮できるよう、ワーク・ライフ・バランス及び働き方改革の推進を図る必要があります。
- 職員のコンプライアンスの徹底にも取り組む必要があります。

◎現状・取組状況

項目	項目の説明	30 年度
新規・レベルアップ・見直し・廃止事業数	事務事業評価によって改善方向が「新規」「レベルアップ」「見直し」「廃止」となった事業数	
職員数	4月1日現在の職員数	
マイナポータルを活用した電子申請件数	マイナポータルを活用した電子申請件数	
職員自己啓発助成件数	「江東区職員自己啓発助成要綱」に基づく、職員の自己啓発のための通信教育講座等受講料の一部助成件数	

施策ページ構成（案）

年次有給休暇の年間平均取得日数	年次有給休暇の年間平均取得日数	
男性職員の育児休業取得率	男性職員の育児休業取得率	
自主企画調査実施人数	「江東区職員自主企画調査・課題研究活動実施要綱」に基づく、職員の調査・研究活動件数	

取組方針

1. 効率的な区政運営の推進

住民に身近な基礎的自治体として真に行うべき業務を明確にするため、外部評価への区民参画など客観性を担保した行政評価を活用することにより、施策及び事務事業の不断の見直しに取り組みます。そのうえで、社会情勢や区民ニーズに的確に対応した新規事業を実施していくとともに、新たな「行財政改革計画」に基づき業務委託や指定管理者制度、PPP・PFI的手法を積極的に活用し、財政負担の軽減と区民サービスの向上を図ります。さらに、「定員適正化計画」に基づき職員定数の適正化を図りつつ、機動的な組織体制を整備します。

2. ICT 利活用の推進

労働力不足による職員数の減少など将来的に懸念される厳しい環境化においても持続可能な行政サービスが提供できるよう、「江東区情報化推進プラン」のもと、情報システム部門の情報政策機能の強化を図りつつ、RPA や AI などの ICT を活用し定型業務の自動化や事務作業の効率化を進め、職員は企画立案業務など職員でなければならない業務に注力していきます。

3. 窓口サービスの向上

区民サービスの基本である窓口サービスでの区民満足度向上を図るため、民間委託の一層の推進や窓口サービスの質の向上に全庁的に取り組みます。また、行政手続の簡略化・電子化等、行政サービスの一層の向上に努めていきます。

4. 公有財産の適切な管理と有効活用

将来の人口動向や施設需要を見据え、「公共施設等総合管理計画」等に基づき区有施設の維持管理・更新・長寿命化・統廃合などを総合的かつ計画的に行い、財政負担の軽減・平準化と施設の最適な配置を実現します。また、新たな行政需要に対応した施設整備を実現するため、区有地・区有施設の有効活用を図るとともに、民間活力の活用などあらゆる手法を検討しながら区民ニーズに合った施設整備を進めます。

5. 職員の育成

「江東区人材育成基本方針」に基づく計画的な研修の実施や、職員による自主的な調査・研究の促進、職員の国や他の地方公共団体等への派遣により、広い視野と「意欲・スピード・思いやり」を持って意欲的に取り組み、新たな行政課題を解決できる職員を育成するとともに、公務員としての倫理意識の徹底を図ります。また、働き方改革については、フレックスタイムの導入やペーパーレス会議などの取組を進め、併せて長時間労働の是正を図り、職員が健康で能力を発揮できる組織づくりを進めます。

関連する個別計画

江東区行財政改革計画、江東区人材育成基本方針、職員のしごと生活応援プラン

◎計画の実現に向けて

実現Ⅲ 自主・自律的な区政運営の推進

取組目標	区政を取り巻く状況の変化に柔軟に対応しつつ、確固たる財政基盤を基にして、自律した区政運営を展開していきます。
------	--

現状と課題

【これまでの区取組・現状】

- 江東区では、持続可能で安定的な行政運営を行うため、徹底した歳出削減と広告事業や使用料の見直し等の多様な歳入確保策の推進、基金と起債のバランスのよい活用、コンビニ納付やペイジー収納、クレジットカード決済といった収納チャネル拡大による区民税等の収納率の向上に努めてきました。

【区を取り巻く状況】

- 歳入の5割以上を占める特別区税と特別区交付金は本区の主要な財源である一方で、景気の影響や税制改正等の影響を受けやすい歳入環境のため、海外経済の動向や金融資本市場の変動の影響には留意する必要があります。
- 法人住民税の一部国税化やふるさと納税による減収、地方消費税の清算基準の見直しなど、都市と地方の税源偏在是正措置が本区のみならず東京都、特別区の財政に大きな影響を及ぼしており、特別区長会を通じて国に対し、一連の偏在是正措置の見直しを求めています。
- 地方分権改革の進展に伴い、基礎自治体としての区の責任と役割は増大している中、都区双方においても役割分担や財源配分等について都区協議会などの場を通じて協議が行われています。

【区の課題】

- 日本全体として人口減少社会にある中で、本区をはじめ特別区は人口増加の傾向が続いており、地域間での税収や人口の格差が拡大しています。こうした中、それぞれが抱えている地域課題を解決し、自治体相互が発展し、共存共栄を図っていくためには、様々な機会を捉えて、より一層の連携や協力関係を築いていく必要があります。
- 超高齢社会の進展及び年少人口の増加等に伴い、歳出に占める扶助費の割合が年々増加しており、今後も、後期高齢者及び単身世帯の増加や教育・保育の無償化などにより、一層の増加が見込まれます。
- 昭和40・50年代前後に建設された公共施設やインフラ資産の老朽化に伴う改修・改築にかかる経費を今後30年間で約4,740億円発生すると見込んでおり、特に大規模な公共施設の改修・改築が大きな財政負担となります。
- 地方分権や都区制度改革の進展に伴い、今後も責任を持って自主・持続的に行政サービスを提供していくためには、児童相談所の移管や都市計画決定、財政調整制度の改善など自律的な区政基盤を確立していく必要があります。

施策ページ構成（案）

◎現状・取組状況

項目	項目の説明	30年度
経常収支比率	人件費や公債費などの経常的に支出される経費に対する特別区民税など経常的に収入される一般財源の投入割合	
公債費負担比率	区債の償還経費である公債費に充当された一般財源の一般財源総額に占める割合	
基金残高と起債残高との差し引き額	基金残高と起債残高との差し引き額	
収納率（現年度分） ・特別区民税 ・国民健康保険料 ・介護保険料 ・後期高齢者医療制度保険料	収納率	
交流・連携している自治体数	交流・連携している自治体数	

取組方針

1. 財源の確保と財政基盤の強化

徹底した歳出削減の推進や既存事業の不断の見直しなどを図るとともに、スマートフォンや交通系ICカードなどを活用したキャッシュレス決済の取組による特別区税等の収納率の維持・向上、私債権等の適正管理に取り組みます。また、新公会計制度を活用した使用料の見直しを図り、受益と負担の公平性をより一層確保していきます。さらに、広告事業をはじめとした歳入確保の更なる拡充など、新たな財源確保に取り組みます。

2. 持続可能で安定的な財政運営の推進

人口増加やその先の人口減少局面の到来、超高齢社会、景気動向等など社会経済動向が変化する中でも持続可能で安定的な財政運営を行うため、基金や起債をバランスよく活用していきます。また、今後の公共施設の老朽化への対応や社会状況の変化に即し、積立手法や活用方法など、より計画的な運用を行うとともに、地下鉄8号線整備基金のより一層の積立のほか、庁舎建て替えの基金新設の検討、類似の基金の統合・廃止を行っていきます。

3. 財政運営の透明性の確保

中長期にわたる財政見直しや財政計画を作成・公表するとともに、予算・決算や新公会計制度を活用した区民に分かりやすい財政情報を発信し、財政運営の透明性を確保します。

4. 地方分権の推進

都区の役割分担の明確化を進め、権限や財源の移譲を進めます。また、基礎自治体に求められる役割を踏まえつつ、社会課題の解決に資する江東区独自の施策を展開していきます。さらに、大都市部と地方都市との共存共栄を図り、相互の地域課題の解決を図っていくため、特別区全国連携プロジェクトを通じて広域的な自治体連携を推進します。